

# フランスにおける簡易株式制会社法の成立と展開

井 上 治 行

## 〔目次〕

- 一 はじめに
- 二 簡易株式制会社法案の作成
  - 1 CNPFの簡易株式制会社法案
  - 2 法案の作成および趣旨
  - 3 法案の特徴
- 三 議会における法案の審議
  - 1 審議の概要
  - 2 簡易株式制会社形態の創設
  - 3 簡易株式制会社の形成
  - 4 簡易株式制会社の管理運営
- フランスにおける簡易株式制会社法の成立と展開
- 四 公権的解釈による組織変更の要件の緩和
  - 1 株式会社から簡易株式制会社への組織変更
  - 2 簡易株式制会社から株式会社への組織変更
  - 3 組織変更における簡易株式制会社像の変容
- 五 簡易株式制会社の実際の利用
  - 1 利用の態様
  - 2 実際の利用
- 六 おわりに

一 はじめに

フランスは、一九九四年一月三日の法律第九四—一号による会社法の改正によって、一五〇万フラン以上の資本をもつ会社が企業活動を展開する手段として利用しうるきわめて柔軟性に富む会社を創設した（会社法二六二—一条ないし二六二—二〇条）。この簡易株式制会社（*société par actions simplifiée, SAS*）<sup>(1)</sup>は、フランスの株式会社がきわめて拘束的であって、企業の要求を満たしていないという実務界の苦情に由来する。事実、フランスの株式会社法は総会および取締役会の機構および運営に厳重な枠組みをほめ、詳細かつ拘束的な自己取引規制を設け、議決権契約を原則的に禁止し、株式の譲渡を制限する各種の定款条項を認知しないなどきわめて厳格であって、この厳格性はとくに合弁会社の運営の桎梏となっていた。そこで、フランスの大企業が外国の企業と合弁事業を営む場合には、フランスの会社法の支配を逃れて、柔軟な会社法をもつルクセンブルグおよびとくにオランダに合弁会社を設立する例が多かった。

かかるフランスの大企業の国外移住を阻止しあわせてヨーロッパ企業をフランスに呼び寄せるために、フランス経営者団体協議会（*Conseil National du Patronat Français, CNPF*）の下に設置された研究委員会は、一九九〇年一〇月、会社の管理運営を定款の自治に委ねる簡易株式会社を創設すべきことを提唱した。この提案は法務省の注目するところとなり、法務省はCNPFの研究委員会のメンバーの協力を得て法案の作成に従事した。この法案は社会党内閣次いで保守党内閣の賛同を得て国会に提出され、野党を含むほぼ全員の議員の協賛を受けて一九九四年一

月三日に公布された。このように、簡易株式制会社は、外国企業との合弁事業のためにフランスの大企業が外国とくにオランダに移住する事態を憂慮する経営者団体および政府の提案にフランス議会在が呼応して創設された会社であつて、いわばフランスナシヨナリズムの大合唱の下に成立した会社形態であるといつてよい。

たしかに、簡易株式制会社法は國際的合弁事業の利用に供することを目的として制定された。このことは立法理由書や政府の公式の声明(2)の中からも明らかであり、事実、この会社はかかる合弁事業を営むのにもつとも適した会社形態である。しかし、簡易株式制会社は大企業が國際的な合弁事業を営むためだけに用いられる会社形態であらうか。なぜなら、第一に、簡易株式制会社は、会社の場合、一五〇万フラン以上の資本をもつ二社以上の会社をもつて組織すべきことが要求されているが(二六二―一条。以下、条文はとくに明記しないかぎり、商事会社に関する一九六六年七月二四日の法律第六六一―五三七号を指す)、会社グループにおいては、ワラ人形を用いてこの要件を満たすことは容易であり、簡易株式制会社は事実上の一人会社として合弁事業以外の事業を営むことができると思われるからである。第二に、簡易株式制会社の社員となることのできる会社は一五〇万フラン以上の資本を有する会社に限られるが、この条件を満たす会社は中小会社でも珍しくなく、さらに簡易株式制会社自体の資本金も少額(二五万フラン)で足りるのであつて、中小会社も簡易株式制会社を用いて企業活動を展開できると思われるからである。

もしそうであるとすれば、簡易株式制会社はそのすべての社員を会社(および商工業を営み公会計原則に服さない国の公施設ならびに会社形態によらないで設立された私法上の金融機関。二六二―一条一項参照)とする会社、まさに字義どおりに、会社の会社(société de sociétés)として一般化する契機を内包しているのではないかと思われる。し

かし、一方、多くの点で法の後見の下におかれていない簡易株式制会社を中小会社が多額の出費を要する練達した法律専門家の協力を得て、自らの手で設立し維持する能力を有するのか疑わしく、さらに簡易株式制会社の法構造からみても、この会社が会社の会社になりうるのかどうか疑問も残る。

いずれにしても、本稿は簡易株式制会社が果たして自然人を排除した法人株主のみから構成される一般的な会社形態となりうるかという関心につき動かされ、この点について、立法者の真の意図を政府委員や議員の片言隻語の中から見いだそうとするにあつたが、それにとどまらず、CNPFの簡易株式制会社法案を端緒とする簡易株式制会社の成立過程とくに簡易株式制会社法案の審議過程を精査して、論争の果てに得られた観念的実体としての簡易株式制会社像を浮かび上がらせるとともに、この会社の置かれている状況を調査して現実的実体としての簡易株式制会社像をとらえることを目的としている。

- (1) フランスの簡易株式制会社法については、鳥山恭一「略式株式会社の制度化―略式株式会社を制度化する一九九四年一月三日の法律第九四―一号」日仏法学一九九（一九九五）一〇九頁以下、同「フランスの略式株式会社制度」比較法学（早大）二九卷一号（一九九五）一四三頁以下、梅本剛正「ヨーロッパにおける閉鎖会社立法の動向（二・完）」民商一一二卷六号（一九九五）六九頁以下、井上治行「フランスにおける簡易株式制会社法の成立過程―CNPFの簡易株式会社法案、富士論叢（富士短大）四〇巻二号（一九九五）三二頁以下、同「フランスのCNPF簡易株式会社法案、簡易株式制会社法」（翻訳）富士論叢（富士短大）四〇巻二号（一九九五）二一七頁以下参照。フランスの共同子会社に関する文献としては、たとえば、奥島孝康「共同子会社の理論研究序説」早稲田法学五一巻一・二号（一九七六）一八七頁以下、同「共同子会社の法構造」早稲田法学五七巻三号（一九八二）二〇一頁以下、福井守「共同子会社の運営に関する問題」早稲田法学五二巻一・二号（一九七七）一五三頁以下参照。

- (2) 簡易株式制会社法案を議会に提出した一九九三年五月五日に発表された閣議のコミュニケは、法案提出の目的はフランスの企

業が外国の企業と合併するために外国に移住することを防止することにあると明言している (Le Monde, 7 mai 1993, p. 9)。

## 二 簡易株式制会社法案の作成

### 1 CNPFの簡易株式制会社法案<sup>(1)</sup>

フランスの会社グループはとくに一九八〇年代に入るとヨーロッパ企業との提携を強め、Sommer Allibert, Alcatel, Valeoなどの会社グループが、共同持ち株会社や合併会社を設立するため、フランスを逃れてルクセンブルグやオランダに移住した。このフランス企業の国外移住 (délocalisation) はその後一層加速し、Suez, Matra, Alain Comez, Airbusなどの会社グループが続々とオランダに移住していった。この現象は八〇年代の後期に注目をうけフランスの株式会社法を柔軟化すべきことが指摘されていたが、フランスの経営者団体の連合体であるフランス経営者団体協議会 (Conseil National du Patronat Français, CNPF) は、その原因を調査し対策を講ずるため、一九八九年一〇月、Saint-Gobain社の法務・税務部長のB. Field氏を委員長とし、Y. Gryonパリ大学教授を唯一の例外として、大会社の法務部長、破産院弁護士、CNPFの法務部長など実務家から構成された研究委員会を発足させた。

研究委員会は、フランス企業の国外移住の原因はフランスの税制ではなく、ヨーロッパでもっとも細密かつ拘束的なフランスの株式会社法にあると指摘し、企業活動の要請に適した会社を用意することが立法者の役割であると強調して、国際的な合併事業に適した会社形態を創設すべきことを提案することとした。そして、この新しい会

社はヨーロッパ共同体の中でもっともよく知られ、共通する規範体系をもち、ほとんどすべてのEC会社法指令の適用を受ける株式会社形態が適当であるとされた。このようにして、株式会社法の改正が検討に付されることとなったが、委員会では、株式会社法の中の普通法を構成する規定を柔軟化してこれを合弁会社に適用するという案も一時企図されたが、結局、フランスの大企業の国外移住という異常事態に終止符を打つことが先決であるとされ、株式会社法の普通法には手をつけずに、株式会社法の中に特別規定を設けて対処することとなった。

かくして、研究委員会は、一九九〇年一〇月、簡易株式会社(société anonyme simplifiée)という株式会社の一変種を創設すべきことを提案した。この簡易株式会社草案は、作成の事情を反映して、簡易株式会社について、資金の公募を禁止し(草案二五〇―三条)全額払込制を採用したうえで(草案二五〇―二条)その最低資本額を一五〇万フランと定め(草案二五〇―一条二項)、さらに簡易株式会社の株主たる会社の資格を一五〇万フラン以上の自己資本を有する商事会社に限定して(草案二五〇―一条一項)、この新しい会社を大会社の専有物とした。そして、これらの規定と引き換えに、会社の管理運営をすべて定款をもってする株主の自由に委ねたが、その反面これに不安を覚えて、会社の管理運営に関する株式会社法の規定(八九条ないし一七七一一条)を補充規定とした(草案二五〇―四条)。さらに、合弁事業を営む会社の特性を考慮して、定款に規定することを条件として、株式の譲渡を制限または禁止することを許容し(草案二五〇―六条、草案二五〇―八条)、株主である会社に対する支配権に変更があった場合に当該株主の議決権を停止し(草案二五〇―一条)、定款に違反する株式の譲渡に無効の制裁を課した(草案二五〇―一〇条)。

## 2 法案の作成および趣旨

CNP Fの簡易株式会社法案は法務省に提出され、企業法の担当部局の注目するところとなり、法務省民事局は、CNP Fの簡易株式会社法案を土台として、CNP Fの研究委員会のField委員長と委員会報告者のRambure夫人の協力を得て準備法案の作成に従事した。この準備法案は、一九九二年二月、Cesson 社会党内閣の承認を得て、法案第二五八四号として国民議会（下院）に提出されたが、会期の変更によって廃案となった。その後、これに代わるBalladur 保守党内閣（フランス民主連合（UDF）と共和国連合（RPR）はこれを採択し、翌年の五月五日、同一内容の法案が法案第一四四号として再び国民議会に提出された。

法案に添付された法案理由書は、つぎのように述べて株式会社法の規定が合弁会社に不適当であることを強調して、それがフランス企業の国外移住の原因であるとして株式会社法の拘束から解放された簡易株式制会社を創設すべきことを提案した。

「……株式会社は貯蓄を企業に吸収する手段として構想されたものであって、会社指揮者や多数派の地位を濫用する一部の株主から株主を保護しようとする立法者の配慮を色濃く刻んだ法的制度である。それゆえ、会社に関する一九六六年七月二四日の法律は、人的会社に対する態度とは逆に、株式会社に対しては会社の機構および運営を細部にわたって規制する多数の強行規定をもって臨んでいる。

その結果、定款は法規定を厳格に再現しなければならず、会社を管理する規範を契約によって定める余地はほとんど残されていない。かくして、株式会社の運営は、業務執行機関の性格、構成、権限および構成員の地位を詳細に規定し、総会の招集および開催の手續、総会の権限、決議の方法を定める公序に属するきわめて厳格な法によつ

て規制されている。

かかる形式主義はときとして負担の重いものであるが、（……）少数株主または一般投資者の利益を保護する場合には、容易に正当性を見いだすことができる。

しかし、上記の利益を保護する理由がない場合には、形式主義は逆に障害となる。これが、企業間提携および企業間協力的手段として、企業の間で設立される株式会社の場合である。かかる会社の株主は資本の重要部分を保有し、アフエクチオ・ソキエターチス (affectio societatis) で結ばれ、共同子会社の管理に強い関心をもっているが、法の保護規定からなんらの利益も得ていない。それどころか、共同会社が会社の機構と管理について身軽さと柔軟さを要求しているにもかかわらず、株主は法の保護規定の重圧の下におかれその厳格性に苦しんでいる。たとえば、株主は業務執行機関の数、性格、構成および権限を変更することも、総会の開催に必要とされる期間を短縮することも、簡易な議決権行使の手続きをとることも、多数決原則を変更することもできない。

それゆえ、フランスの株式会社法は共同子会社の特有の要求に適応していないと結論することができる。この不適応はきわめて顕著であって、フランス法の厳格性を回避することだけを目的として、フランスの会社が持株会社を作り、これを外国に設置する運動となって現れているように思われる。

本法案が会社の機構および運営に関する大部分の規定を定款をもって自由に定める《簡易株式制会社》をわが法に導入する理由は以上の通りである。……」(Assemblée Nationale, projet de loi instituant la société par actions simplifiée, n° 144, 5 mai 1993, pp. 3 et s.)。



### 3 法案の特徴

簡易株式制会社法案はその基本的構造をCNPFの簡易株式会社法案に負っているが、以下の点で草案と異なる。すなわち、法案は、簡易株式制会社の株主および第三者を保護するため、会社の重要事項の決定について例外的に株主総会を開催すべきことを要求し（法案二六二一〇条二項）、会社を代表する機関として一人の社長を置くべきことを強制し（二六二一七条）、自己取引を規制し（二六二一一條ないし二六二二三條）、協調行動の推定を簡易株式制会社の子会社に対する関係において簡易株式制会社の親会社間に及ぼした（三五六一―三條二項）。これらの法案は重要事項につき株主総会の開催を強制する規定を除き成立法となったが、簡易株式制会社に対する規制を一層強化するものであって、その点で、この会社を支配する定款の自由を狭めたものであると理解されている<sup>(2)</sup>。

しかし、一方、法案は、第一に、創設される会社形態を株式会社の種類である簡易株式会社から新たな会社形態である簡易株式制会社に変更し（二六二一一條一項）、株式会社の機関に関する規定（八九條ないし一七七―一條）の補充法規性を廃止して簡易株式制会社の社員の自治を拡大し（二六二一一條二項）、第二に、簡易株式制会社の社員である資格を商事会社から民事会社を含む会社に変更し（二六二一一條）、簡易株式制会社の最低資本金額を一五〇万フランから二五万フランに引き下げて簡易株式制会社の利用を容易にし（二六二二三條）、第三に、簡易株式制会社の社員である会社につき自己資本に代え資本概念を採用して簡易株式制会社の成立および存続を容易にした（二六二一一條、二六二二五條）。

この収支決算をどうみるか。たしかにCNPFの草案と比べると、総体として、簡易株式制会社に対する規制は強化された。とくに、簡易株式制会社を用いて合併事業を営む会社にとってはそのようにいえる。しかし、この会

社を實質的な完全子会社として機動的に利用しようとする会社にとっては、それほど意味のある規制とはいえず、それよりも企業活動の手段としての便益性・容易性の方が重要であって、その点では、成立法の方が概して自由度が高いといえるだろう。

(1) CNPFの簡易株式会社法案の詳細については、井上治行、前掲論文および翻訳参照。

(2) Y. Guyon, *Présentation générale de la SAS, Rev. soc.*, 1994, p. 211.

### 三 議会における法案の審議

#### 1 審議の概要

簡易株式制会社を創設する法案は、一九九三年五月五日、法案第一四四号として、首相および国璽尚書から国民議会（下院）に提出された。国民議会は、同年六月一日の第一読会において、同院の法務委員会の報告に基づいて審議を行い修正案を採択した。この修正案は簡易株式制会社を大幅に自由化するものであって、政府案の中の(1)簡易株式制会社の社員である会社の資本が法定最低限（一五〇万フラン）を下回る場合における簡易株式制会社の解散または組織変更の規定（法案二六二―五条）、(2)一定の重要事項につき株主総会の開催を義務づける規定（法案二六二―一〇条二項）、(3)自己取引を規制する規定（法案二六二―一条ないし二六二―三条）、(4)簡易株式制会社の親会社間に協調行動を推定する規定（法案三五六―一―三条）を削除し、さらに、(5)社長以外の定款上の指揮者に会社代表権を付与すべきことを提案した。この修正案は元老院（上院）に送付されたが、元老院の第一読会は、上

記の(2)を除き国民議会对に反対し、さらに、簡易株式制会社の最低資本額を政府案の二五万フランから三〇〇万フランに引き上げ、簡易株式制会社の社長または指揮者が法人である場合に自然人の常任代表者を置き、譲渡承認が得られなかった株式について株主の投下資本の回収を確保する義務を会社に課し、株式の買取価格の算定について一定の基準を設けるべきことなどを提案した。

この提案は国民議会对に回送され、審議は第二ラウンドに入った。国民議会对の第二読会は、社長以外の指揮者に会社代表権を付与する提案を取り下げるとともに、自己取引を規制する規定および協調行動の推定規定を承認して歩み寄りをみせたが、その他の点では従来の立場を堅持した。一方、元老院の第二読会も譲渡承認が拒絶された株式について投下資本の回収を株主に保障する提案を取り下げたほかは自己の主張に固執し、とくに変化はみられなかった。両者の対立点は両院同数委員会に持ち込まれ、簡易株式制会社の親会社の資本が法定最低限を下回る場合の簡易株式制会社の解散または組織変更の規定(二六二―一一條)および株式の買取価格の算定に関する元老院の提案(二六二―一九條)については国民議会对の側が譲歩して存続することとなったが、簡易株式制会社の最低資本金額を三〇〇万フランとし、さらに法人社長・法人指揮者に自然人の常任指揮者を置くべきことを求める元老院の提案については国民議会对の側が得られず、結局、廃止された。かくして、法案は元老院(上院)では一九九三年一月二二日、国民議会对(下院)では同月二三日可決され、一九九四年一月三日に公布された。

## 2 簡易株式制会社形態の創設

CNPFの研究委員会は、国際的な合弁会社として利用に供されるように、創設される会社をヨーロッパで広く

知られ共通する規範体系をもつ株式会社の枠組みの下に置いた。これに対して、政府は、法案理由書にみられるように、合弁事業を営む際のもっとも一般的な会社形態である株式会社都合弁事業に不適合であることを指摘するのみであって、この会社形態を創設する積極的な理由をすくなくとも議場において開示することなく、簡易株式制会社という新たな会社形態を提案した。

この歴史的な提案は議員の無言のうちに議會を通過した。両院の報告者も簡易株式制会社を無条件に支持するのみであって、この会社形態を創設することにもなう各種の影響について政府に質問さえもしなかった。わずかに、国民議會の第一読会に先立つ法務委員会で委員の一人から、ECの会社法指令との適合性について質問が出され、会社法指令の適用がない旨の報告者の回答を得て満足した程度であった。<sup>(1)</sup>さらに、この委員会で、簡易株式制会社形態の採択によってフランスの大企業の外移住を阻止するのどの程度効果が挙がるのか質問が出されたが、報告者はこの会社の創設によってフランス企業の外移住のすべての原因が除去されるわけではないと回答するのみであって、この点は、その後の国会審議において一切触れられることはなかった。

#### (1) 簡易株式制会社の国際性

政府がこの新たな会社形態を創設したのは、議場で公式に明らかにされたわけではないが、株式会社法に適用されるECの会社法指令とくに将来成立するかもしれない会社の構造に関する第五指令の適用を回避するためであったとされている。<sup>(3)</sup>このことは、しかしながら、会社法指令だけでなく他の指令、たとえば、以下に述べるように国際税制上各種の優遇措置を定める税法指令の適用がないことを意味するものであって、この点で、簡易株式制会社はEC加盟国によって不利に取り扱われる危険がある。そのうえ、この会社はヨーロッパに未知の会社形態であつ

て、イギリスやドイツの専門書でさえからも株式会社の種類と誤解されているほどである。<sup>(4)</sup>したがって、簡易株式制会社の国際性はC N P Fの草案よりも大幅に後退したといえるであろう。そこで、この会社の利用を外国会社に開放するため、国民議会（第一読会）の発案で、簡易株式制会社の社員たる会社の資格を「フランス・フランに換算して」（二六二―一条一項）一五〇万フラン以上の資本を有する会社に拡張する措置が講じられたが、それでもこの会社の国際性が相当程度減殺されたことに変わりがない。

## (2) 簡易株式制会社の国際性―ECの税法指令

ECでは、域内の会社の再編を容易にするため一九九〇年七月二三日の二つの税法指令を採択して、加盟国の法人税について共通の課税原則を定めている。<sup>(5)</sup>第一の指令は、異なる加盟国に所在する会社間の合併、分割、資産の出資および株式の交換を図るため、たとえば、合併および分割の場合に移転される資産および負債の実価と税務上の簿価の差額であるキャピタル・ゲインについて、圧縮記帳をすることを条件に非課税とするなど各種の優遇措置を定める。<sup>(6)</sup>第二の指令は、二年以上の期間につき、二五パーセント以上の株式を保有する関係にある異なる加盟国に所在する親子会社間で支払われた配当について、配当支払国においては源泉徴収税を免除し、配当受取国においては非課税または税額控除する旨を定めている。<sup>(7)</sup>

これらの指令に定めるECの優遇税制は「加盟国の会社」（第一の指令につき三条、第二の指令につき二条）に適用されるが、ここに「加盟国の会社」とは一般的抽象的な会社の意味ではなく、指令の付則において加盟国別に列挙された形態の会社を指し、フランスについては、「《株式会社》、《株式合資会社》、《有限会社》という名称のフランス法上の会社ならびに商工業的性格の企業および公企業」をいうものとされている（第一および第二のいずれの指令

においても付則のf号)。したがって、フランスの簡易株式制会社は上記の指令の適用においては「加盟国の会社」ではなく、指令に定める優遇税制をうける適格性を有しない。このような結果は、簡易株式制会社が指令の制定後に創設された会社形態であつて、指令の意図するところではなかつたが、加盟各国に、E Cの指令に違反することなく、これらの優遇税制の適用を簡易株式制会社に拒否する権利を与えることとなつた。

この結果、簡易株式制会社は、他の加盟国の税務当局から、合併、分割等に関する優遇税制の適用を拒否され、他の加盟国に所在する子会社は親会社である簡易株式制会社に支払う配当について源泉徴収を課せられ、さらに、他の加盟国の親会社は子会社である簡易株式制会社から受取る配当について法人税を課せられる危険を負うこととなつた。<sup>(8)</sup> しかも、このような事態は単に観念的な想定であるに止まらず、やがて、現実化する方向をとりはじめた。事実、イタリアの税務当局は、簡易株式制会社につき、イタリアの子会社が支払う配当に源泉徴収税を課し、イタリアの親会社を受取る配当に課税し、合併等に関する優遇税制の適用を拒否する態度をとることを検討中であるといわれている。これに対応して、フランスでは、イタリアに關係する簡易株式制会社の設立を自粛する動きがみられる。<sup>(9)</sup>

このように、簡易株式制会社に対するE Cの税法指令の不適用は簡易株式制会社の前途に暗雲を投げかけるものであり、とくに、国境を越えた事業形態として簡易株式制会社を利用しようとする者にとって重大な障害となつている。ただ、E Cでは、従前から、この問題とは無關係に、上記の共通税制による利益を会社だけではなく域内のすべての企業に及ぼそうとする運動があり（一九九二年三月一八日のルディング委員会報告）、<sup>(10)</sup> E C委員会は、これを受けて、一九九三年六月、上記の税法指令を加盟国のすべての企業に適用するため、指令の適用を加盟国別に列挙

した会社に限定する付則を廃止する提案を行っている。<sup>(1)</sup> この改正案がEC理事会によって採択されれば、フランスの簡易株式制会社も指令の適用をうけることとなり、これに関する国際税制上の障害は除去されることになる。しかし、この改正案はいまだ採択されるにいたらず、簡易株式制会社の利用を妨げる大きな障害となっている。

なお、簡易株式制会社がフランス国内のみを活動の領域としている場合には、上述した税法上の不都合はない。なぜなら、簡易株式制会社はフランスの税法上株式会社とみなされ、株式会社に關する税法の規定の適用があり（一九九三年一月三〇日の修正財政法律第九三—一三三三—三二条）、さらに、合併等の優遇税制および親子会社優遇税制を定める上記の二つの指令を国内法化した一九九一年二月三〇日の修正財政法律第九一—一三三三—三二条（二四條および二五條）によって、これらの優遇税制が、会社形態のいかんを問わず、すべての会社に適用され（二般租税法典一四五條および二二〇條C）、簡易株式制会社も当然にその恩恵に浴するからである。

### (3) 簡易株式制会社に対する適用法規

簡易株式制会社については、株式会社の機関および總會に關する規定（八九條ないし一七七—一條）を除き、簡易株式制会社に關する特別の規定と両立するかぎりで、株式会社に關する規定の適用がある（二六二—一條二項）。すなわち、簡易株式制会社については、(1)簡易株式制会社に關する特別の規定（二六二—一條ないし二六二—二〇條、三五六—一二條、四〇六條、四一五條、四六四—一條ないし四六四—三條および労働法典四三—一六條）(2)簡易株式制会社に關する特別規定と両立しうるかぎりで株式会社に關する規定の適用がある。さらに、簡易株式制会社は会社の一種であるから、(3)民法典の中の会社に關する規定（民法典一八三—二條ないし一八四—一七條）および(4)商事会社に關する総則規定（二條ないし九條）<sup>(12)</sup>の適用がある。

問題は株式会社法の準用の可否を決定する両立性の判断である。この問題は株式の譲渡について会社から承認を拒否された株主に投下資本の回収を確保する明文の規定を設けるべきかどうかの論戦において浮上したが、両院の報告者は、いずれも、簡易株式制会社について特別の規定があるときは株式会社法の規定は適用されないという前提をとった。したがって、簡易株式制会社の株式の譲渡承認については特別の規定(二六二―一五条)があるから、株式会社法の株主に投下資本の回収を保障する株式会社法の規定(二七五条)は簡易株式制会社に適用されないという解釈をとった。しかし、この解釈はきわめて機械的であって、社員の個人的な権利を侵害するものだとして学説によって批判されている(本稿三4(2))。いずれにしても、株式会社法の規定の準用は、議会の報告者も自認しているように、簡易株式制会社が会社であると同時に契約であることから、株式合資会社への準用(二五一条二項)のように容易ではない。

- (1) Assemblée nationale, Rapport, n° 258, pp. 15 et 16.
- (2) *ibid*
- (3) A. Le Fèvre, Le droit des sociétés redeviendra-t-il contractuel? Perspectives d'une société par actions simplifiée, *Revue de jurisprudence commercial Ancien journal des Agrégés*, 1992, p. 92.
- (4) 梅本剛正, 前掲論文七四頁参照。
- (5) 一九九〇年七月二三日の二つのEC指令については、岩崎政明「ECの税法」松下満雄編『EC経済法』有斐閣(一九九三)一八二、一八三頁、吉牟田 勲「域内市場の完成に向けてのECの直接税の補整(1)および(2)」商事法務二二七二号(一九九二)八六頁以下、一二七四号(一九九二)一三三頁以下参照。
- (6) 異なる加盟国の会社にかかわる合併、分割、資産の出資および株式の交換に適用される共通税制に関する一九九〇年七月二三日の理事会指令第九〇/四三四号(OJ)1990 L225/1; Code européen des affaires, 1995, Dalloz) 四条。この指令の詳細について



- は、吉牟田 勲「域内市場の完成に向けての E.C. の直接税の補整(1)」商事法務二二七二号(一九九二)八六頁以下参照。
- (7) 異なる加盟国の親会社および子会社に適用される共通税制に関する一九九〇年七月二三日の理事会指令第九〇/四三五号(OJ L225/6; Code européen des affaires, 1995, Dalloz) 三条ないし六条。この指令の詳細については、吉牟田 勲「域内市場の完成に向けての E.C. の直接税の補整(2)」商事法務二二七四号(一九九二)一三頁以下参照。
- (8) P. Derouin, «Droit fiscal de la société par actions simplifiée», dans La société par actions simplifiée, Joly éditions, 1994, pp. 145 et 146; B. Solle et D. Godet, Les Echos, 28 avril 1994, Quotidien, n° 16634, p. 18.
- (9) R. Jouffroy, Les Echos, 5 octobre 1994, Quotidien, n° 16744, p. 16. なお、フランスの簡易株式制会社がフランス以外の E.C. 加盟国の親会社に支払った配当金について、通達をもって、一般租税法典一一九条の三の適用につき簡易株式制会社を株式会社とみなすという形式で、源泉徴収税を免除する措置がとられている。しかし、一方、この通達は、これによって簡易株式制会社に対して E.C. の優遇税制(一九九〇年七月二三日の指令第九〇/四三五号)の適用を拒否する加盟国の措置を容認するものではないとして、加盟国に警告を發した(Instruction du 2 octobre 1995 du SLF relative à la société par actions simplifiée, J. C. P., éd. E., 1995, IV, 11489)。
- (10) ルディング委員会の報告については、吉牟田 勲「法人税の基本的問題に対する今後の検討の方向」ローディング委員会の検討案―『新 E.C. ―繁栄と調整』高文堂(一九九二)八三頁以下、同「E.C. の域内市場統一の直前・直後の税制の補整の進展―一九九二・九三年の指令案提案と指令の公布を中心に―」日本財政法学会編『現代財政法学の基本問題』学陽書房(一九九五)一三三頁以下参照。
- (11) Proposition de directive du 26 juin 1993, JOCE n° C 225 du 20 août 1993, pp 3 et 5. この指令案については以下の文献に詳述されている。吉牟田 勲「E.C. の域内市場統一の直前・直後の税制の補整の進展―一九九二・九三年の指令案提案と指令の公布を中心に―」日本財政法学会編『現代財政法学の基本問題』学陽書房(一九九五)一三五頁以下。
- (12) Paillassseau 教授の分類に<sup>48</sup> (J. Paillassseau, La société par actions simplifiée: La constitution, J. C. P., éd. E., 1994, 26, p. 5)。
- (13) Assemblée Nationale, Rapport, n° 258, p. 14.

### 3 簡易株式制会社の形成

簡易株式制会社は新規の設立および既存の会社の組織変更によって形成される。簡易株式制会社の設立および組織変更の要件に関する規定はこの会社の利用の態様を決定するものであって、実際には、簡易株式制会社法の重要な部分を占める。なぜなら、簡易株式制会社は、実際には、会社が企業活動を展開する際的手段として利用されるのであって、簡易株式制会社の設立および組織変更の容易性こそがこれらの会社にとって重要な関心事であるからである。

#### (1) 簡易株式制会社の設立

簡易株式制会社は、株式会社<sup>(1)</sup>の設立に関する手続きと同一の手続きにしたがって設立される（二六二―一条二項）。ただし、以下に掲げる条件にしたがわなければならない。

- (イ) 簡易株式制会社の社員<sup>(1)</sup>
  - (a) 社員資格 簡易株式制会社は二社以上の会社をもって設立される（二六二―一条二項）。会社（societe）であることが要求されているから、自然人、経済利益団体、一九〇一年法による非常利社団（association）は排除される<sup>(2)</sup>。逆に、会社であれば会社形態のいかんを問わないから、外国会社および民事会社（societe civile）も含まれる。外国会社を含む点は国民議会（第一読会）<sup>(3)</sup>の提案によって明文化された（二六二―一条一項）。ただ、民事会社についてはやや異論もあり、国民議会の報告者は、簡易株式制会社に関する規定が商事会社法の中に置かれ、この会社が大会社間の共同の手段として利用されることを考慮して、簡易株式制会社の社員とすることができるのは商法上の会社に限られ、民事会社を含まないと解している<sup>(4)</sup>。しかし、これは報告者の

個人的見解に近いものであって議会の承認を受けたものではなく、民事会社も含まれると解すべきものとされている。<sup>(5)</sup>ただし、会社であっても、匿名会社（＝匿名組合 (société en participation)<sup>(6)</sup>）および保険相互会社 (société d'assurance mutuelle)<sup>(7)</sup>は、資本をもたないから社員となることできない。

そのほか、社員資格をもつ企業の中に、国民議会の第一読会の発案<sup>(8)</sup>で、フランステレコム (France telecom)、フランス電力公社 (EDF)、フランスガス公社 (GDF)、パリ交通公団 (RATP) などの「商工業を営み公会計原則に服さない国の公施設」(二六二一条一項)も加わった。さらに、簡易株式制会社法の制定の七カ月後に、「会社形態によらないで設立された私法上の金融機関」(二六二一条一項)も追加されたが、その趣旨は簡易株式制会社の利用を貯蓄金庫 (caisses d'épargne) に開放する<sup>(10)</sup>にあった。この結果、これらの機関は機関相互間でまたは会社と協力して簡易株式制会社を設立できることとなった。

(b) 社員である会社の最低資本金額 この金額は政府提出の法案では「一五〇万フラン」(法案二六二一条一項)とされていたが、国民議会の第一読会<sup>(11)</sup>で、「第七一条に定める金額」(二六二一条一項)と改められた。しかし、七一条に定める金額とは公募会社の最低資本金額である一五〇万フランであって、実際には金額に変化はない。この金額について両院の間に意見の対立はなく、とくに論議の対象となることはなかった。

ただ、この金額の妥当性については微妙なニュアンスの相違がある。国民議会は上記の修正をたんに表現方法の変更として認識したが、元老院は簡易株式制会社を会社グループ間または同一のグループ内の会社として位置づけ、かかる会社グループにとって、公募会社の最低資本金額である一五〇万フランは妥協できる最低の金額であるとして、将来、公募会社の最低資本金額が引き上げられる期待をにじませて、この金額と連動するかかる修正を積極的

に評価した。<sup>(12)</sup> 一五〇万フランという金額について学説にもとくに異論がない。ただ、Patluseau 教授は、この金額は簡易株式制会社の利用を大会社に限定し中小企業から排除するものであり、中小企業を不当に差別する点において憲法違反の疑いさえあるとしてこの規定を廃止すべきことを主張している。<sup>(13)</sup>

(c) 社員である会社の資本の減少と簡易株式制会社の解散 簡易株式制会社の社員である親会社の資本が法定最低限（一五〇万フラン。二六二一条一項）を下回る場合に、子会社たる簡易株式制会社は一定の条件の下に解散を強制される（二六二一条五條）。

この法案についても議会はすべく対立した。国民議会は、第一読会<sup>(14)</sup>および第二読会<sup>(15)</sup>において、経営状況の良好な簡易株式制会社の運命が親会社の業績のいかんによって決せられるのは法的経済的論理に反するとしてこの規定を全面的に削除した。これに対して、政府委員は、同条において、親会社の資本が減少した後においても、資本の増加または株式の譲渡、組織変更、裁判所による補正期間の付与など簡易株式制会社の解散判決を回避するさまざまな措置が講じられているとしてこの規定の削除に反対し、元老院も、最終的手段としての解散の強制は簡易株式制会社の社員である会社に法をもって最低資本金を課した論理的帰結であって、さらに簡易株式制会社が存続しうる基盤は親会社の信用力にあるとしてこれに同調した。<sup>(17)</sup> この対立は両院同数委員会に持ち込まれたが、国民議会の側が簡易株式制会社の最低資本金額について強行した見返りに譲歩して、同条は存続することとなった。<sup>(18)</sup> この結果については、とくに同条に定める補正措置が復活したことについて、学説は親会社による詐欺的な会社設立の防止に役立つとして歓迎している。<sup>(19)</sup>

ただ、法案の審議の過程で、<sup>(20)</sup> 解散判決を回避するため裁判所が付与しうる補正期間が、何らの理由も示されず、

最高限六カ月から最小限六カ月に変更されたが、これは明らかに立法者のミスによるものであるが、裁判官の裁量権を不当に拘束するとして学説によって批判されている。<sup>(21)</sup>

(d) 資本の意義　CNP Fの草案の下では、簡易株式会社の株主たる資格は一五〇万フラン以上の自己資本を有する商事会社に限定され(草案二五〇―一条一項)、自己資本の額が一五〇万フランを下回るときは、簡易株式会社は解散または組織変更すべきものとされた(草案二五〇―五条)。このように、簡易株式会社の社員である会社の自己資本の額の多寡が簡易株式会社の成立および存続の要件とされた。この構図は大筋で成立法と変わりがない。ただ、成立法は自己資本に代え資本 (capital) という語を用いている(二六二―一条一項、二六二―五条)。

草案が用いた自己資本 (capitaux propres) という概念は、すでに、一九八三年四月三〇日の法律第八三―三五三号による会社法の改正以後、会社法上、純資産 (actif net) に代わるものとして用いられ、利益配当(三四六条三項)、自己株式の取得(二二七―三条二項)、損失による解散(二四一条一項)、有限会社から株式会社組織変更の際の決議要件の緩和(六九条二項)の基準とされている。ここで、自己資本とは、「出資金、再評価益、準備金、配当決定額を控除した純益、投資助成金および法定引当金の合計額から損失を控除した金額」(一九八三年一月二九日の命令第八三―一〇二〇号二四四条)をいうから、自己資本の額は会社の経営状況によって常に変動する。

したがって、自己資本の概念を採用した草案の下では、株主である会社の経営状況が悪化し、自己資本の額が六カ月にわたって一五〇万フランを下回るときは、この会社を除名しないかぎり、簡易株式会社は解散または組織変更を余儀なくされる(草案二五〇―五条)。このように、簡易株式会社の生命は、まさに、株主である会社の業績のいかんによって風前の灯であって、逆にいうと、自己資本の額が一五〇万フランを常に上回る会社でなければ、簡

易株式会社を設立または維持することができなかつたといえる。これに對して、成立法は定款上の固定的な数値である資本の觀念を用い（二六二―一条一項、二六二―五条）、しかも資本が減少した場合を規定しているにすぎない（二六二―五条）。それゆえ、成立法の下では、簡易株式制会社の社員である会社の経営状況が悪化して自己資本を減少させる損失が生じても、法の規定によって資本を減少させる義務が発生し、その結果、資本の額が一五〇万フランを下回る場合でないかぎり、たとえば、資本の二分の一を超える損失が生じた際に、總會において会社の解散が否定され、補正の手段として資本減少の方法が採用され（二四―一条）、その結果、資本の額が一五〇万フランを下回る場合でないかぎり、簡易株式制会社は存続しうることとなる<sup>(23)</sup>。したがって、この点では、成立法は簡易株式制会社の成立および存続をより容易に認める立法であるといつてよい。

(ロ) 簡易株式制会社の資本 (a) 最低資本金額 政府案は簡易株式制会社の最低資本金額につき一五〇万フランを主張するCNPFFの提案（草案二五〇―一条一項）を斥け、簡易株式制会社が非公募会社であり共同子会社であることに着目して、この会社においては、債権者の担保としての資本のもつ意味を重要視する必要はなく、その信用力は親会社の信用のいかんによって決定され、実際にはその評価額は一五〇万フランを超えらるゝとして、非公募会社の最低資本額である二五万フランを提案した。<sup>(24)</sup> この提案は、結局、議会の承認をうけて成立法となつた（二六二―三条による七―一条の準用）。

法案の審議で両院がもつとも鋭く対立したのは、この簡易株式制会社の最低資本金の金額についてであつた。国民議會は二五万フランに固執し、元老院は三〇〇万フランを主張した。第一ラウンドは政府案の支持で始まつた。国民議會の第一読会は、二五万フランを認めると小企業に不利益が及ぶ危険があるとして一五〇万フランを主張す

る共産党系の議員グループから提出された修正案<sup>(25)</sup>を法務委員会の進言にしたがって否決して、二五万フランを提案する政府案を受け入れた<sup>(26)</sup>。これに対して、元老院の第一読会は、公募会社の最低資本金額（七一条一項）の二倍の金額である三〇〇万フランを主張した。その理由は、第一に、簡易株式制会社の資本金を高額にしておかないと、大企業が簡易株式制会社の有限責任を利用して責任を免れる危険があり、第二に、簡易株式制会社は多くの点で社員自治に委ねられ、会社法との関連を切断されているから練達した法律専門家の助言を必要とするが、中小企業はこの負担に耐えられるほどの経済的能力を有せず、この会社の利用を中小企業に認めると逆に中小企業に不利に働き、これらの企業には、伝統的な会社法の枠組みの下におかれた会社を利用させるべきであるとする点にあった<sup>(27)</sup>。三〇〇万フランという金額は、報告者のDaily議員が主張する四五〇万フラン（公募会社の最低資本金額の三倍<sup>(28)</sup>）を法務委員会において切り下げたものであって、元老院としても譲れない一線であった。

一方、政府は、元老院の強硬な説得を受け入れ、二五万フラン案を放棄してこれを引き上げることに同意した。しかし、三〇〇万フランを主張する元老院案については、株式制会社の最低資本金額に関する問題は自己資金の強化の一環として後日包括的に検討されるべきであるとして、現行の二つの基準（公募会社につき一五〇万フラン、非公募会社につき二五万フラン。七一条一項参照）のほかに新たな基準を設けることに反対して、一五〇万フランという既存の枠組にしたがって決着すべきことを求めた<sup>(29)</sup>。

この問題は第二ラウンドに進んだが、議論は深まることなく、両院の立場に変化はなかった。国民議会の第二読会は、会社制度の濫用を危惧する元老院の過度の猜疑心を指摘して、「最低資本金額の引上げという措置によってこの新しい会社形態の利用が制限されてはならない<sup>(30)</sup>」として二五万フランに固執した。これに対して、元老院の第

二読会は、法務委員会から提案された三七五万フラン（公募会社の最低資本金の二・五倍<sup>(31)</sup>）を修正して、再度、三〇〇万フランを採るべきことを決議した。元老院にとって、簡易株式制会社の最低資本金額の多寡は、会社グループを形成するほどの大企業であることを条件として、かかる企業に社員の自治に委ねられる簡易株式制会社の利用を承認しようとするものであるから、法案の成否を左右するほどの重要な問題であった。元老院の熱心な報告者である Daily 議員は壇上で叫んだ。「簡易株式制会社は特異な会社形態であるから、その最低資本金も非公募会社のそれである二五万フランというありきたりの金額であってはならないと考えるのは当然である。まして、巨大な会社グループは、従前から要求してきた簡易株式制会社という道具を手にするにあたり、簡易株式制会社を設立して最も危険な事業をこの会社に委ね、自らは平穏な生活を営み、最悪の場合に最高二五万フランを失えばよいなどと考えてるべきではない」<sup>(32)</sup>。

かくして、両院の主張は平行線をたどり、この問題は両院同数委員会に持ち込まれた。委員会の審議に先立ち、政府は、二五万フランよりも高い金額であるべきだとしたうえで、両院に対して、各院の主張する金額について「中道」をとるべきことを要請し、一五〇万フランを採るべきことを示唆<sup>(33)</sup>した。しかし、同数委員会の会議は元老院の敗北に終わった。元老院に会議の模様を伝える Daily 議員の報告は悲痛と憤激に彩られていた。一五〇万フランで妥協を図ろうとしたが、国民議会議員の頑強な抵抗に遭い、深夜一時にまで及ぶ長時間にわたる論議の末、全員が空腹となつて、五対三で、国民議会の主張のとおり二五万フランをもって決着した、同数委員会によい思い出はなにもない<sup>(34)</sup>、と。

(b) 全額払込制 簡易株式制会社については、分割払込制を採る株式会社（七五条）と異なり、全額払込制が



採用された(二六二―二条)。その根拠は、国民議会によると、簡易株式制会社の社員が一五〇万フラン以上の資本をもつ相当規模の会社であつて、分割払込制をとる政策的配慮を必要としない点に求められる。株式会社よりも厳格なこの規定について、規制撤廃論者である国民議会の報告者も会社法の簡易化に逆行するものであるが、法の目的に適用ものだとして承認を与えた<sup>(36)</sup>。

(c) 公募の禁止　簡易株式制会社は資金の公募を禁止されている(二六二―三条)。したがつて、議会の報告者によると、「簡易株式制会社は証券(株券、社債券、投資債券)の売出しのため、金融機関、証券取引所会員証券会社および証券会社の助力を求め、なんらかの広告を行い、訪問販売をすることができない。まして、正規の市場または第二市場に証券を上場することができないのは当然である<sup>(37)</sup>」。この規定について、両院の報告者は政府原案のとおり承認しよう議会に要請しそのまま成立法となつた。罰則規定も同時に新設され、簡易株式制会社の指揮者が資金を公募したときは一二万フランの罰金に処せられる(四六四―三条)。

(2) 簡易株式制会社への組織変更

(イ) 資格要件　会社の全社員が一五〇万フラン以上の資本を有する会社または商工業を営み公会計原則に服さない国の公施設から構成されているときは、その会社は社員の全員一致の決定によつて簡易株式制会社に組織変更することができる(二六二―四条)。国の公施設が加わつたのは元老院の第一読会の発議による<sup>(38)</sup>。なお、簡易株式制会社の社員資格がその後の会社法の改正によつて「会社形態によらないで設立された私法上の金融機関」(二六二―一条一項)すなわち貯蓄金庫に拡張されたが、組織変更に関する二六二―四条の規定については、これと連動する改正は行われていない。したがつて、貯蓄金庫を社員とする会社は、文理解釈上は、簡易株式制会社に組織変更

することができない。この点は立法のミスによるものか、実際上の必要性がないことによるものか不明である。

(四) 決議要件　すべての会社が簡易株式制会社に組織変更するには、社員全員の同意を要する。社員全員の同意を課す理由は、簡易株式制会社においては、定款をもって社員の権利を制限することができることに求められる。<sup>(39)</sup>

ただ、社員全員の同意の根拠を当該社員の同意なくして社員の義務を加重させることを禁止する民法典一八三六条二項に求める説もみられる。<sup>(40)</sup>しかし、この説に対しては、民法典という社員の義務の加重とは、破産院の判決が指摘するように、<sup>(41)</sup>会社法においては、社員の責任を増大させることをいうと解されており、株式会社から簡易株式制会社への組織変更の場合には、株主の有限責任に変動はなく社員義務の加重を招来しないから、社員全員の同意の根拠を民法典一八三六条に求めることはできないとする批判が可能である。事実、簡易株式会社を株式会社の一種とし、簡易株式会社と株式会社間の変更を組織変更と観念しないC N P Fの草案においても社員全員の同意を課していたが（草案二五〇—一条六項）、その根拠は上記の民法典の規定ではなく、簡易株式会社の契約的性格に求められていた。<sup>(42)</sup>それゆえ、社員義務の加重を招かないにもかかわらず、簡易株式制会社への組織変更により社員全員の同意を課しているのは、簡易株式制会社の契約的性格にあり、その意味で、会社法の一般原則に対する例外であるといえる。

(一) 簡易株式制会社の出資者は、政府提出の法案では「株主 (actionnaire)」と呼ばれていたが、元老院の第一読会で「社員 (associé)」に改められた。その理由は「簡易株式制会社では、株主は何よりもまず社員である」とするのみで明確でないが (O., déb. Sénat, 21 octobre 1993, p. 3359) GUYON 教授は、株主という語は無個性と受動性を連想させる不都合があったと指摘し

- ユーズ (Y. Guyon, op. cit., p. 218)°
- (2) Assemblée nationale, Rapport, n° 258, p. 17.
- (3) J. O., déb. Assemblée nationale, 11 juin 1993, p. 1413.
- (4) Assemblée nationale, Rapport, n° 258, p. 17. それを回遊の見解は V. Roulet, La société par actions simplifiée, La S. A. S., Petites affiches, 30 mars 1994, n° 38, p. 18.
- (5) M. Germain, La société par actions simplifiée, J. C. P., éd. E., 1994, I, 341, p. 154; B. Mercadal et P. Janin, Sociétés commerciales, éditions Francis lefebvre, 1995, p. 743. 簡易株式(制)会社の株主は CNDP の草案とは 商事会社 (société commerciale) と呼ばれていたが (草案二五〇—一条) 政府案では会社 (société) に変更されこれが成立法となった。したがって立法者の意思は民事会社 (société civile) を含むすべての会社を指称するものであったと思われる。
- (6) M. Germain, op. cit., p. 154.
- (7) 一九九六年七月二二日付けの法務大臣の回答による。これによると 保険相互会社の基金 (fonds d'établissement) は会社資本としての性格をもたないから、保険相互会社は簡易株式制会社の社員となる資格がなく、これを改めるには会社法二六二—一条の法改正を必要とするといわれたユーズ (Rép. min, n° 39082, JOAN Q, 22 juillet 1996, p. 4009; J. C. P., éd. E., 1996, Pan. 908)°
- (8) J. O., déb. Assemblée nationale, 11 juin 1993, p. 1413.
- (9) 経済および金融に関する各種の規定にかかわる一九九四年八月八日の法律第九四—六七九号第二八条に基づく会社法二六二—一条一項の改正による (Actualité Législative Dalloz, 1994, n° 15, p. 435)°。
- (10) B. Mercadal et P. Janin, op. cit., p. 743.
- (11) J. O., déb. Assemblée nationale, 11 juin 1993, p. 1413.
- (12) J. O., déb. Sénat, 21 octobre 1993, p. 3351.
- (13) J. Pailheseau, 《Enfin un statut juridique moderne et adapté pour les PME-PMI》, dans La modernisation du droit des sociétés, Joy éditions, 1997, pp. 23 et 24.
- (14) J. O., déb. Assemblée nationale, 11 juin 1993, pp. 1406 et s.
- (15) J. O., déb. Assemblée nationale, 22 novembre 1993, pp. 6139 et 6140.

フランスにおける簡易株式制会社法の成立と展開

- (16) J. O., déb. Assemblée nationale, 22 novembre 1993, p. 6139.
- (17) J. O., déb. Sénat, 21 octobre 1993, pp. 3349 et s.
- (18) J. O., déb. Assemblée nationale, 23 décembre 1993, p. 8129.
- (19) M. Germain, *op. cit.*, p. 155.
- (20) 裁判所が付与しうる補正期間が最高限六か月から最小限六か月に變化したのは元老院の第一読会においてであったが、その變化にだれも気づかならまなに成立法となった（J. O., déb. Sénat, 21 octobre 1993, p. 3357）。
- (21) B. Mercadal et P. Janin, *op. cit.*, p. 744.
- (22) 純資産の概念は、一九八三年四月三〇日の会社法の改正によって自己資本に置き換えられた後も、会計原則（*plan comptable*）の中に存続してゐる。自己資本と純資産の相違は、自己資本は投資助成金および法定引当金のような課税対象となる項目を含むのに対して、純資産はこれを含まな点にある（J. Stoufflet, *Les capitaux propres*, *Rev. soc.*, 1986, pp. 550 et s.）。この論文の邦訳については、佐藤敏昭「Jean Stoufflet, *Les capitaux propres*（フランス法における「自己資本制度」）」弘前大学経済研究 一一号（一九八八）五九頁以下。
- (23) B. Mercadal et P. Janin, *op. cit.*, pp. 744 et 1044.
- (24) Assemblée nationale, *Projet de loi instituant la société par actions simplifiée*, n° 144, 5 mai 1993, p. 4; J. O., déb. Assemblée nationale, 11 juin 1993, p. 1414.
- (25) R. Auchède 議員は、簡易株式制会社は巨額の資金を運用するジョイント・ベンチャーにのみ認められるべきであつて、一五〇万フラン以上の資本をもつ中小会社は珍しくなく、簡易株式制会社の最低資本金額を二五万フランとすると、簡易株式制会社これらの会社の通常の子会社として利用されるとして、簡易株式制会社の最低資本金額を一五〇万フランとすべきことを主張した（J. O., déb. Assemblée nationale, 11 juin 1993, pp. 1410 et 1411）。
- (26) J. O., déb. Assemblée nationale, 11 juin 1993, p. 1414.
- (27) Sénat, *Rapport*, n° 35, p. 16; J. O., déb. Sénat, 21 octobre 1993, p. 3357. ただし、元老院においても、アメリカの巨大企業も零細な個人会社から出発したのであり、簡易株式制会社の利用を中小企業に封するべきでないとして、簡易株式制会社の最低資本金額の低額化を主張する意見があつた（D. Millaud, J. O., déb. Sénat, 21 octobre 1993, p. 3355）。

- (28) J. O., déb. Sénat, 21 octobre 1993, p. 3355. たなしゝの金額は、国民議會第二読会への報告書によると、五〇〇万フランと  
たなしゝの金額は (Assemblée nationale, Rapport, n° 688, p. 8)°
- (29) J. O., déb. Sénat, 21 octobre 1993, pp. 3356 et 3357.
- (30) J. O., déb. Assemblée nationale, 22 novembre 1993, p. 6139.
- (31) Sénat, Rapport, n° 128, pp. 18 et 19.
- (32) J. O., déb. Sénat, 22 décembre 1993, p. 6882.
- (33) Sénat, Rapport, n° 128, p. 18.
- (34) J. O., déb. Sénat, 22 décembre 1993, p. 6883.
- (35) Assemblée nationale, Rapport, n° 258, p. 19
- (36) *ibid.*
- (37) Assemblée nationale, Rapport, n° 258, p. 20.
- (38) J. O., déb. Sénat, 21 octobre 1993, p. 3357.
- (39) Y. Guyon, Présentation générale de la SAS, Rev. soc., 1994, p. 207.
- (40) D. Vidal, Observations sommaires sur la loi 3 janvier 1994 instituant la société par actions simplifiée, Petites affiches, 26 janvier 1994, n° 11, p. 6 ; D. Vidal, La société par actions simplifiée, Montchrestien, 1994, p. 25.
- (41) Cass. com., 9 février 1973, Recueil périodique Dalloz, 1973, I, 73.
- (42) CNPF, Rapport du groupe de travail-La société par actions simplifiée, Structure des rapprochements d'entreprises, octobre 1990, p. 16.

#### 4 簡易株式制会社の管理運営

株式会社の業務執行機関および株主総会に関する規定（八九条ないし一七七一一条）は簡易株式制会社に絶対的に

適用されない（二六二―一条二項）。CNPFの草案では、上記の事項について定款に規定がない場合に株式会社法の規定が適用される旨を定めていたが（草案二五〇―一条四項）、法案はこの場合でも株式会社法の復活を認めず、議会でなんらの論議も經由することなくそのまま成立法となった。

この結果、上記の事項に関する株式会社法の規定は強行法規としてはもちろん補充法規または解釈法規としてもその効力を失い、簡易株式制会社は、会社法に特別の規定がないかぎり、これに関するすべての規範を自ら定立しなければならぬこととなった。したがって、会社機関の階層制や資本多数決の原則など株式会社法の中核を占める原則は突然姿を消し、すべて定款の自治にゆだねられることとなった。もちろん、上記の原則のほか、資格株、指揮者の年齢制限、法人指揮者の常任代表者など株式会社にみられる制度と類似する制度を設けることも可能であるが、この場合でも、株式会社法の規定に従う旨の明白な意思が簡易株式制会社の社員間にかぎり、株式会社法の規定に依拠することができない<sup>(1)</sup>。この点が簡易株式制会社を他の会社とくに株式会社から分けるもつとも大きな特徴でありこの会社の大きな利点であるが、逆に、中小企業だけでなく大企業にもこの会社の利用を逡巡させている点でもある<sup>(2)</sup>。

#### (1) 社員の集団的決定

会社の意思決定に参加する社員の権利については、集団的決定事項、決定の方法および決定の条件をあらかじめ定款に規定し、一定の重要事項について集団的決定に付すべきことが要求されているだけである（二六二―一条）。前述したように、株式会社法の管理運営に関する規定（八九条ないし一七七―一条）の適用がないから、資本多数決の原則を定める株式会社法の規定（一七四条）の適用もない。したがって、複数議決権株の発行も可能とな

り、それどころか、社員の集团的決定を社員の持株数ではなく、頭数を基準として行うこともできる。さらに、国民議会の報告者によると、「指揮者の職に専念する社員は出資者として行動する社員と同数の議決権をもつことができる<sup>(3)</sup>」。このような重大な結果をとまなう法案について、議場からはなんらの反応もなく沈黙の中で承認に付き、静かな革命が進行した。

社員の集团的決定に付すべき事項は定款に定めておく必要がある(二六二—一〇条一項)。政府案では、C N P F草案を継承して、集团的決定事項をあらかじめ定款に規定しておくことは要求されていなかったが(法案二六二—一〇条一項)、国民議会の第一読会で上記のように改められた<sup>(4)</sup>。したがって、社員の集团的決定に付すべきかどうかは法に特別の規定がないかぎり定款によって決定されるから、定款をもって、たとえば、本店所在地の変更、商号の変更、目的の変更、定款の変更などを社長などに一任することも、さらに社長または指揮者の任命を特定の社員または社員以外の者に委ねることも可能である。ただし、社員が集团的決定に参加する権利は民法典(二八四—四條)によって保障されているから定款をもって剝奪することはできない。なお、社員の集团的決定に付すべき場合には、会議の開催の要否、適切な証拠方法を講じたうえで書面協議・ファックス・ビデオ会議等の方法など集团的決定の態様、手続き、定足数および多数決の要件などを自由に設定しこれを定款に定めておく必要がある(二六二—一〇条一項)。

ただし、資本の増加・償却・減少、合併、分割、解散、会計監査役の選任、年次計算書類の承認および利益の処分は社員の集团的決定によらなければならない(二六二—一〇条二項)。これらの重要事項については、当初の政府案では、例外的に、株主総会という会議体を構成して決議すべきことが要求されていたが(法案二六二—一〇条二

項）、国民議会の第一読会で廃棄された。その理由は、第一に、異なる国に属する数個の会社を社員とする簡易株式制会社について会議の開催を義務づけるのは妥当でなく、また通信手段の発達した今日ではその必要もなく、第二に、年次計算書類の承認を除くすべての事項について総会の開催を省略して書面協議によることを認める有限会社（五六条一項、五七条）よりも拘束的な手続きを強制するのは好ましくないことにある。<sup>(6)</sup> この提案は元老院の支持を得て成立法となった。<sup>(7)</sup> なお、政府案では、重要事項の中から資本の償却が欠落していたが国民議会の発議で新たに加えられた。<sup>(8)</sup> そのほか、社員の決定に付すべき事項には、自己取引の承認（二六二—二二条二項）など簡易株式制会社法の各条をもって定められている事項がある。

株式の譲渡禁止条項、譲渡承認条項、社員の除名条項、社員である会社に対する支配権の変更に関する条項の採択および変更については、社員にとって重大な問題であるから社員全員の同意が要求されている（二六二—二〇条）。清算中の会社における清算人の選任（四〇六条二項六号）・社員の集团的決定（四一五条一項）についても定款に別段の規定がないかぎり同様である。これらの規定もそのまま議會を通過した。

(2) 業務執行

(イ) 業務執行機関 一人の社長 (president) を置くことを唯一の条件として、業務執行機関の態様、構成、権限、運営などはすべて定款によって決定される（二六二—六条）。この規定は国民議会の第一読会で修正をうけたが、やや錯綜した原文を一層シンプルにするための文章上の手直しにとどまり、実質的には政府原案と変わりが<sup>(9)</sup>ない。元老院も「本条は指揮の機関を定め、各指揮機関への権限の分配を機構化し、指揮者の任期、解任および報酬の態様を決定するきわめて大きな自由を定款に委ねるものである」と<sup>(10)</sup>してこの法案を承認した。この結果、社長



職の義務化を除いて、簡易株式制会社の運営についてあらゆる自由が開かれ、社長職の持ち回り制、社長その他の指揮者の資格制限、上記の者が自然人である場合の年齢制限・兼任制限、複数の指揮者がいる場合の権限の分配、特別委員会への権限の付与、指揮者の単独機関性または合議機関性などについて多様な選択が可能となった。

なお、社長その他の指揮者の選任および解任は社員の集团的決定に付すべき事項とされていないから（二六二一〇条二項）、定款をもって、特定の社員もしくは社員グループまたは社員以外の者にその任命を委ねることも可能であり、社員の集团的決定に委ねる場合でも、資本多数決の原則に拘束されることなく、定足数および多数決の要件を自由に設定して選任することが可能である。

(ロ) 指揮者の権限 (a) 社長の権限 社長 (President) の権限は株式会社のそれに酷似する。すなわち、社長は、会社の目的の範囲内において、あらゆる場合に会社の名において行為するもつとも広汎な権限をもち（二六二七条一項）、会社代表権を有する（二六二七条一項）。会社は、第三者の悪意を立証しないかぎり、目的の範囲外の社長の行為についても責任を負い（二六二七条二項）、さらに、たとえば一定の取引について特定の社員または社員グループの事前の認許を要する旨など定款の規定によって社長の権限を制限することができるが、これをもって第三者に対抗することができない（二六二七条三項）。この規定は、国民議会の第一読会<sup>(11)</sup>で、社長の任命の条件を定款で定めるべき旨を求める法案の規定（二六二六条）を二六二七条の第一項に移し替えたほかは、なんらの異論もなく議会を通過した。

なお、簡易株式制会社の社長は、法律上、指揮者 (dirigeant) たる地位を包摂しているが、会社代表権を独占する法定の機関である点で定款によって設置される指揮者と異なり、さらに、法人をもって充てることのできる独任

制の代表機関であり、簡易株式制会社には取締役会が法定されていないからその議長たる地位を有しない点で株式会社との社長と異なる。ただ、社長がその権限の一部を他の者に委譲する方法または法人を社長に任命し複数の自然人がその権限を分有する方法によって、事実上、複数の会社代表者を置くことは可能であると考えられている。<sup>(12)</sup>

(b) 社長以外の指揮者の権限 社長以外の指揮者は定款によって設置される任意機関であつて、その任命および解任の方法、任期および任務の内容などは定款に委ねられる（二六二一六条）。ただし、定款上の指揮者は会社代表権を有せず、その権限は対内的業務執行にかぎられる（二六二一七条）。

議会で論議されたのは、定款上の指揮者に会社代表権を付与すべきか否かの問題であつた。国民議会の報告者は「第二六一七条は第三者に対して会社を代表する権限を社長に与えているが、この規定は、「株式会社社長の権限について規定する」第一一三条に由来する。一方、第九八条は株式会社の取締役会に《あらゆる場合に会社の名において行為するもつとも広汎な権限》を与え、取締役会の行為について会社が第三者に対して責任を負う旨を定めている。それゆえ、第二六二一七条を第九八条の規定の趣旨に沿つて修正する必要がある。」<sup>(13)</sup>として、第三者を保護するため、社長以外の指揮者の行為についても会社に責任を負担させるべきことを提案した。この新提案は政府の賛同を得て国民議会の第一読会を通過した。

しかし、この提案は、元老院において、指揮者に代表権を与える提案として受け取られた。元老院は、国民議会の主張によると、取引の相手方は取引の都度定款を調査しなければならず、その結果、第三者の取引の安全が損なわれるとしてこれに反対した。<sup>(14)</sup> 政府も一転して元老院に同調して、国民議会の第二読会で議員の説得に当たつた。

「第三者は指揮者の正確な地位や権限について定款を綿密に調査しなければならないことになりましたが、このよう

な不安定な立場に第三者を置かないようにすべきであります<sup>(15)</sup>。ただ、国民議会の報告者の意図は指揮者とくに事實上の指揮者の行為について会社に責任を負わせるともにかかる指揮者自身に責任を負担させることにあり、指揮者に代表権を与える趣旨ではなかったが、政府の説得が効を奏して、国民議会の第二読会<sup>(16)</sup>は自院の法務委員会から提出された提案を採決の結果否決して、政府原案のとおり<sup>(17)</sup>に決着した。

(イ) 法人社長・法人指揮者の任命 簡易株式制会社の社長または指揮者に法人も就任することが認められ、この場合には、法人だけでなくその法人の指揮者も簡易株式制会社の管理について責任を負う(二六二―二八条)。この規定は会社法上きわめて異例に属し、法人の社員を常態とする合名会社の特性に着目して合名会社を大会社の子会社として利用するために、合名会社の法人業務執行者について認められていたが<sup>(17)</sup>(二二条二項)、かかる立法趣旨にもっともよく適合するのは簡易株式制会社であつて、この会社<sup>(17)</sup>にこそふさわしい規定であるといえる。

法案の審議で問題となつたのは、簡易株式制会社の社長や指揮者に任命された法人に自然人である常任代表者を指名する義務を課すべきかどうかであつた。元老院は、簡易株式制会社の社長・指揮者である法人を指揮する者が自然人ではなくさらに法人である場合など、管理責任を追及されるべき自然人が法人の陰に身を隠してしまつてこれを捕捉することが困難な場合も考えられるから、あらかじめ自然人の常任代表者を指名してその責任の所在を明確にしておくべきであるとして、株式会社<sup>(17)</sup>の法人取締役に常任代表者を置くべき旨を定める九一条一項にヒントを得て、つぎの規定を採択すべきことを提案した。「簡易株式制会社の社長または指揮者に法人を任命することができ。法人は、その際に、自然人である常任代表者を指名しなければならない。常任代表者は自己の名において社長または指揮者である場合と同一の条件および義務に服し、かつ同一の民事上および刑事上の責任を負う。ただ

し、この者が代表する法人の連帯責任を妨げない。」（法案二六二―八条）<sup>(18)</sup>

この提案を国民議会は現実性に乏しい不思議な提案と受け取った。なぜなら、共同子会社である簡易株式制会社の社長・指揮者となる法人は実際には簡易株式制会社の社員である親会社であり、会社にあつては自然人の指揮者を識別することがきわめて容易であつて、常任代表者の指名はこれらの会社に無用な負担を課すものだからである。<sup>(19)</sup>この争いは両院同数委員会の持ち込まれたが、国民議会の言い分が認められた。かくして、社長または指揮者である法人に常任代表者を指名すべきことを求める元老院の提案は廃棄された。ただ、簡易株式制会社の社長および指揮者となることのできる法人は社員以外の者であつてもよくその他なんらの制限も課せられていないから、元老院の危惧する事例も実際には考えられないわけではない。しかし、そのような例は、非営利社団 (association) のような明確な法構造をもたない法人の場合以外にはありえないといつてよく、無視しうる程度の蓋然性であると指摘されている。<sup>(20)</sup>

(二) 指揮者の責任 簡易株式制会社の社長および指揮者は、株式会社の取締役会または業務執行役会の構成員の責任に関する規定の適用をうけ、これと同一の責任を負う（二六二―九条）。したがつて、民事責任については第二四一条ないし第二五〇条、刑事責任については第四三―三条以下の規定が適用される。本条は実質的な審議をうけることなく議会を通過した。

(ホ) 自己取引規制 社長または指揮者と会社間の取引について、CNP Fの草案はすべて定款の自治に委ねたが、政府原案は、一転して、取締役会による事前の認許を要求する規定（二〇一条）を除き、資本金社に関する自己取引規定（有限会社について五〇条、五〇―一条、株式会社について二〇一条以下）をほぼ再現する形でこれに規制

を加えた。この法案は、議会の法案審議の最中に政府から提出された自己取引の審査を社員の決定に委ねるべき旨の追加法案（二六二―二条二項）<sup>(21)</sup>とともに、議会の承認を得て成立法となった。それによると、自己取引については、会計監査役の作成した作成した報告書にもとづいて社員の承認を受けることを要する（二六二―二条一項、二項）。社員の承認が得られなくても取引の効力に影響はなくつねに有効であるが、この場合には、これにかかわった社長または指揮者等は会社に生じた損害を賠償する責任を負う（二六二―三条三項）。ただし、会社による金銭の貸付、交互計算その他の方法による信用の授与、保証または手形保証は絶対的に禁止され（二六二―三条）、これに反したときは無効の制裁をうける。ただし、自己取引であっても、通常の条件で締結される日常の取引については上記の手續きをとる必要はない（二六二―二条）。

上記の法案についても議会は対立した。国民議会の第一読会はいこれらの規定をすべて削除した。国民議会によると、自己取引規制を根拠づける出資者の保護の要請は簡易株式制会社においては一般的に存在せず、それゆえ、「自己取引をコントロールする問題は法律に委ねられるべきではなく、定款の決定に委ねられるべき問題である」<sup>(22)</sup>からである。この主張に遭遇して政府も態度を一変させた。例によって、「この意向に委ねます（*à la sagessa*）」を繰り返した後、珍しくその理由を付して次のように述べている。「自己取引規制というこの措置は、すべての株主がお互いに相手をよく知りかつ頻繁な取引関係をもつ簡易株式制会社にとってやや負担が重いようにも思われま<sup>(23)</sup>す。政府が国民議会の意向に委ねる理由はここにありま<sup>(23)</sup>す」。

元老院はこれに強く反発した。他の形態の資本会社については自己取引を規制しながら簡易株式制会社についてのみ放任し、簡易株式制会社の社長など指揮者に会社財産の私消を許すことになるとして強硬に反対した。<sup>(24)</sup>そこ

で、国民議会の法務委員会は、その対価は明らかでないが取引を行って、簡易株式制会社の人的性格と自己取引の規制が本来的に矛盾する関係にあることを認識して政府が国民議会の提案に同調する行動をとったことを評価すると前置したうえで、国民議会の第二読会に対して、元老院との妥協のためにこれ以上廃止案を主張しないことを要請した。<sup>(25)</sup> この結果、政府原案は無傷のまま存続することとなった。<sup>(26)</sup>

- (1) P. L. Cannu, *Les dirigeants de la société par actions simplifiée*, Rev. soc., 1994, p. 239 ; Y. Chaput, 《Application des règles de la société anonyme à la société par actions simplifiée》, dans *La société par actions simplifiée*, Joly éditions, 1994, p. 95.
- (2) 会社の管理運営について簡易株式制会社に与えられた自由が会社実務家に過大な負担を課し、この会社形態の採用を躊躇させざるを得ないことは立法当初から指摘されてきた (P. L. Cannu, op. cit., p. 239 ; Y. Guyon, op. cit., p. 209)。
- (3) J. O., déb. Assemblée Nationale, 11 juin 1993, p. 1408.
- (4) J. O., déb. Assemblée Nationale, 11 juin 1993, p. 1415.
- (5) Assemblée Nationale, *Projet de loi*, n° 144, 7 mai 1993, p. 9.
- (6) Assemblée Nationale, *Rapport*, n° 258, pp. 22 et 23 ; J. O., déb. Assemblée Nationale, 11 juin 1993, p. 1415.
- (7) Sénat, *Rapport*, n° 35, p. 29 ; J. O., déb. Sénat, 21 octobre 1993, p. 3359.
- (8) J. O., déb. Assemblée Nationale, 11 juin 1993, p. 1415.
- (9) J. O., déb. Assemblée Nationale, 11 juin 1993, p. 1414.
- (10) Sénat, *Rapport*, n° 35, p. 26.
- (11) J. O., déb. Assemblée Nationale, 11 juin 1993, p. 1415.
- (12) P. L. Cannu, op. cit., p. 255 ; M. Germain, op. cit., p. 155.
- (13) Assemblée Nationale, *Rapport*, n° 258, p. 21.
- (14) J. O., déb. Sénat, 21 octobre 1993, p. 3358.
- (15) J. O., déb. Assemblée Nationale, 22 novembre 1993, p. 6140.

- (16) *ibid.*
- (17) G. Ripert et R. Roblot, *Traité de droit commercial*, t. 1, L. G. D. J., 1993, p. 675. 合名会社の法人業務執行者については、奥島孝康『現代会社法における支配と参加』成文堂（一九七六）一三〇頁以下参照。
- (18) Sénat, Rapport, n° 35, p. 28 ; J. O., *déb. Sénat*, 21 octobre 1993, p. 3358.
- (19) Assemblée Nationale, Rapport, n° 688, p. 11
- (20) P. L. Canmu, *op. cit.*, pp. 242 et 243.
- (21) J. O., *déb. Sénat*, 21 octobre 1993, pp. 3359 et 3360.
- (22) J. O., *déb. Assemblée Nationale*, 11 juin 1993, p. 1415.
- (23) *ibid.*
- (24) Sénat, Rapport, n° 35, p. 30 ; J. O., *déb. Sénat*, 21 octobre 1993, pp. 3359 et 3360.
- (25) Assemblée Nationale, Rapport, n° 688, p. 12.
- (26) J. O., *déb. Assemblée Nationale*, 22 novembre 1993, p. 6141.

## 5 株式の譲渡を制限する定款条項

簡易株式制会社法は、定款に定めることを条件として、一方では、株式の譲渡を禁止または制限するとともに(二六二―一四条、二六二―一五条)、他方では、好ましからざる社員を除名し(二六二―一七条)、支配権に変更をうけた社員たる会社の議決権を停止しかつこの会社を除名することを認めて(二六二―一八条)、社員間の結束を強化することを可能とした。

これらの規定はCNPFの簡易株式制会社法草案を引き継ぐものであるが、草案にあっては、草案理由書にみられるように、<sup>(1)</sup>これらの規定を設けることに最大の言葉が費やされたが、議会においては、法案の大綱を肯定したうえ

で細部について論議が展開したに過ぎない。しかし、ここでも、社員自治を主張する国民議会とこれに反対する元老院の対立の構図に変化はない。すなわち、国民議会は、株式の譲渡承認を拒否された社員に投下資本を回収する措置を講ずるべきかどうかは定款の定めに委ねるべきであって法の干与するところではなく、除名理由を定款に記載すべき義務はなく、株式の買取価格も定款の定めるところによって決定されるべきであり、法の後見を必要としないと主張して、これについて立法化を図る元老院と対立した。

(1) 株式の譲渡禁止条項

株式の譲渡を禁止する定款条項は今日ではしだいに広く認められるようになったが、それでも、譲渡禁止期間を設定しかつ「真摯で適法な利益」（民法典九〇〇—一条）を追求する場限られ、法的安定性を得るまでにいたらなかつた<sup>(2)</sup>。そこで、新法は、合併事業の特殊性を考慮して、簡易株式制会社について、一〇年を超えないことを唯一の条件としてかかる条項の有効性を認めた（二六二—一四条）。この規定は、議会において論議の対象とならず、原案のとおりに可決された。議会の報告者によると、この条項によって、社員間の結合の強化、きわめて堅固な安定株主集団の形成、永続性のある株主間契約の締結が可能となり<sup>(3)</sup>、さらに、社員間の結合を一層強化するため、株式の譲渡承認条項と譲渡禁止条項とを組み合わせることもできるとされている<sup>(4)</sup>。

この譲渡承認条項と譲渡禁止条項をミックスした条項を認める議会報告者の見解はいかに評価されるべきか。この点について、Gernain 教授は、かかる条項は株式の譲渡承認が拒絶された時点で譲渡禁止条項が作動するから、承認を拒絶された株主に投下資本の回収を保障する株式会社法の規定（二七五条）に抵触するといえるが、簡易株式制会社法が譲渡禁止条項を許容している以上、そのかぎり、株式会社法の規定の準用はないとしてその有効性



を認めている。<sup>(5)</sup>

(2) 株式の譲渡承認条項

簡易株式制会社においては、すべての株式の譲渡を会社の承認にかからせる定款条項を設けることができる(二六二―一五条)。この規定の特徴は、株式会社法のそれと異なり(二七四条)、譲渡承認の対象を株主以外の者への株式の譲渡に限定せず、株主間の譲渡に及ぼしている点にある。この結果、簡易株式制会社の社員は好ましくない第三者の加入という外部からの攻撃に対処できるだけでなく、社員間の株式の譲渡による持株比率の変動という内部破壊からも保護されることとなった。この規定は両院に異論なく受け入れられた。

問題となったのは、株式の譲渡について会社の承認を得られなかった株主に投下資本を回収する措置を法によって保障すべきか否かであった。国民議会は、承認を拒否した株式を会社または第三者に取得させる義務を会社に課す株式会社法の規定(二七五条)が簡易株式制会社に準用されるかどうかの問題としてとらえた。<sup>(6)</sup>そして、株式会社に關する一定範囲の規定の準用を認める二六二―一条二項の解釈について、一般論として、簡易株式制会社について特別の規定があるときはその規定の範囲内で定款が自由に定めを置くことができ、定款に規定を設けたときはそのかぎり株式会社法の規定は準用されないとする原則を採るべきことを主張して、本件について、二七五条の準用を否定したうえで、投下資本の回収を保障すべきかどうかは定款の決定に委ねられるべきであって、会社法の干渉するところでないとした。<sup>(7)</sup>

これに対して、元老院の第一読会は二七五条の準用がないとすれば、会社から離脱する自由を社員から奪う事態も招来されるとして、二六二―一五条の規定に、承認を拒絶された株主の投下資本の回収を保障する株式会社法の

規定（二七五条二項および三項）をほぼ再現したつぎの二項を追加すべきことを提案した。<sup>(8)</sup>

**法案第二六二—一五条** ②会社の承認は、承認する旨を通知したとき、または承認請求の日から一カ月間回答がなかったときに生ずる。

③会社が申出のあった譲渡の相手方を承認しないときは、会社は承認の拒絶を通知した日から六カ月内に、その株式を社員もしくは第三者に取得させまたは資本減少のために会社自身に取得させなければならない。株式の価格について当事者間に合意がないときは、民法典第一八四—一四条に定める条件にしたがいこれを決定しなければならない。これに反するすべての条項は記載がないものとみなされる。

この元老院の提案は、国民議会の第二読会によって、「元老院によって本条に追加された規定は明らかに定款に属し法に属さない。」<sup>(9)</sup>として否定された。元老院も第二読会でこの提案を取り下げたので廃止が確定した。ただ、かかる規定を追加する必要性を元老院に感ぜしめたのは、二六二—一五条の適用において株式会社法の規定は準用されないという認識であった。すなわち、元老院は簡易株式会社に関する法規と株式会社に関する法規はいわば特別法と一般法の関係にあり、株式の譲渡承認については、二六二—一五条という特別法が存在しているから一般法である二七五条の準用は排除されると考えたが、<sup>(10)</sup>かかる認識は国民議会のそれとほぼ同一であり、ただ、その際にとるべき方策について国民議会と見解を異にしたにすぎない。

したがって、この点に関する立法者の意思は二六二—一五条の適用において二七五条の準用を否定したものと理解されるべきであろう。それゆえ、株式の譲渡承認を拒否された株主は定款に規定がないかぎり投下資本を回収する途を絶たれたことになる。かかる結果は二七五条の適用を明文をもって否定するCNPFFの草案（草案二五〇—

七条一項)と同一であつて、簡易株式制会社の契約的性格を考慮すると妥当がないわけではない。しかし、この点について学説は一致して反対であつて、二七五条の準用を肯定して、会社または第三者が株式を買取るべきことを会社に対して請求する権利を譲渡承認を拒絶された株主に認めている<sup>(11)</sup>。

ところで、元老院はその後いかなる行動をとつたのか。一方では準用規定に関する自己の見解に拘束され、他方では簡易株式制会社の契約的性格を強調する国民議会の主張に傾斜して上記の追加規定の提案を断念するにいたつたが、しかし、それでも、承認を拒絶された株主の保護が念頭から離れなかつた。そこで、第二読会で、承認を拒絶された株主の補償条件が定款に定められていない事態を考慮して、株式の買取価格の決定方式について補充的規定を設けるべきことを主張した<sup>(12)</sup>。元老院のこの最後の希望は両院同数委員会によつて叶えられた。すなわち、後述するように、この元老院の提案は国民議會によつて否定されてきた株式の価格決定に関する規定(二六二―一八―一条)の修正という形式をとつたが、両院同数委員会で、当初の提案が一举に復活するという効果をともなつて承認され<sup>(13)</sup>、二六二―一九条として成立した。

(3) 社員の除名(株式の強制売却)<sup>(14)</sup>

二社または数社を社員とする簡易株式制会社においては、社員間の意見の対立は直ちに会社の運営を麻痺させ共同事業の遂行を不可能とする。本法の基礎をなしたCNPFの研究委員会がもつとも力を注いだのは、かかるデッドロックを回避するため、株式の強制売却を定める定款条項の効力を法認させることであつた。この草案の趣旨は法案にとりいれられ、国会においても異論なく受け入れられた(二六二―一七条)。

ただ、除名手続だけでなく除名理由をも定款に規定すべきかどうかは法の成立過程において微妙な変化があつ

た。この点について、草案は「定款に定める場合においてかつその条件にしたがって、一人または数人の株主は、定款において指名された株主の請求がある場合には、定款にその旨の規定がないときは議決権の過半数にあたる株主の請求がある場合には、その株式を譲渡する義務を負う」（草案二五〇―八条）という文言を置いて明文をもって除名理由を記載すべきことを定めたが、その後の政府原案は、除名権者に關する部分を廃止したうえで、「株主は、定款に定める条件にしたがって、株式を譲渡することを義務づけられる」（法案二六二―七条）と規定して、「定款に定める場合において」という文言を削除した。この結果、除名理由を記載すべきかは法文との直接の関連を断たれ解釈上の問題となった。

この政府原案の規定の解釈について両院の報告者の間に微妙な相違があった。国民議会の X. de Roux 議員は、報告書のなかで、「二六二―七条の規定は、社員を除名しうる条件を定款に規定すべきだとする誤解を与えかねない<sup>(15)</sup>」として、除名理由を定款に記載すべき義務はないことを示唆した。一方、元老院の報告者である Daily 議員は、「二六二―七条は、除名理由を明示しないで社員を除名する旨を定めることを定款に認めるものである<sup>(16)</sup>」として、逆に、除名理由の記載義務を免除していると解釈して、「定款に、定款の定める条件にしたがって、株式を譲渡すべきことを社員に強制することができる旨を定めることができる」と修正すべきことを提案した。この提案は実質的な審議をうけることなく元老院の第一読会を通過して、その後の国民議会からも注目をうけることなくそのまま成立法となった。しかし、上記の修正によって、除名理由を定款に記載すべき義務が課せられたと解釈するのは法文の文言上困難であるとされている。したがって、除名理由を定款に記載すべきかどうかは解釈に委ねられるが、除名は定款に定める客観的理由によって担保されるべきであるとして、多くの学説はこれを肯定して

いる。<sup>(17)</sup>

#### (4) 社員の支配権の変更

簡易株式制会社の社員間の信頼関係を維持するため、簡易株式制会社は、定款の規定をもって、他の企業に支配されるなど社員である会社に対する支配権に変更が生じたときに、社員である会社はその旨をただちに簡易株式制会社に通知し、簡易株式制会社は社員である会社の議決権などを停止し、この会社を除名することができる旨を定めている(二六二―一八条)。この規定は、「議決権」を「金銭上の権利以外の権利」に改めるなどわずかな字句の修正があつたほかは原案のとおりに可決された。<sup>(18)</sup>この修正の意図は議決権だけでなく、社員の報知請求権を含める趣旨であると解されている。<sup>(19)</sup>なお、議会の報告書では、支配権に変更が生じた場合に、まず社員の金銭上の権利以外の権利を停止し次いで社員を除名すべきことが示唆されているが、<sup>(20)</sup>学説では、このような時間的順序は付せられない。<sup>(21)</sup>

#### (5) 定款に違反する株式の譲渡の効力

定款の規定に反するすべての株式の譲渡は無効の制裁をうける(二六二―一六条)。この無効は絶対的であつて、譲渡当事者間に詐欺的な共謀の事実がなくても<sup>(22)</sup>または譲受人が定款条項の存在を知らなくても<sup>(23)</sup>変わりがない。この規定はなんらの質疑応答もなくそのまま議会を通過した。問題となるのは本条の適用範囲についてである。本条が譲渡禁止条項(二六二―一四条)と譲渡承認条項(二六二―一五条)の後に置かれているから、これらの条項に違反する株式の譲渡が無効となるのは疑いがない。しかし、無効となるのは上記の場合に限られ、株式の譲渡を制限するその他の条項に違反した場合を含まないかどうかである。

この点について、議会の報告者は、いずれも、「この無効は前二条にもとづいて採択しうる定款条項が遵守されることを担保することにある」<sup>(24)</sup>（国民議会）、「本条は定款に定める株式の譲渡禁止条項および譲渡承認条項に違反してなされた株式の譲渡に無効の制裁を加える」<sup>(25)</sup>（元老院）として、無効となるのは法に定める譲渡禁止条項と譲渡承認条項に違反した場合に限られるという見解をとった。これに対して、学説は、本条の規定が定款違反の株式の譲渡を無限定に無効とするものである以上、そのように狭く解釈する必要はなく、優先買受条項、株式取得上限条項、承認条項と禁止条項をミックスした条項など株式の譲渡を制限するその他の条項に違反した場合にも無効となると主張している。<sup>(26)</sup>

#### (6) 株式の買取価格の決定

株式の譲渡につき会社の承認が得られずまたは株式が強制売却の対象となった場合には、株主は株式を他に譲渡して投下資本の回収を図らざるをえないが、これらの株主を保護するため株式の買取価格の決定について一定の基準が定められている（二六二―一九条一項）。それによると、株式の買取価格はその算出方法が定款に定められているときはそれにより、定款に定めがないときは当事者間の合意により、合意がないときは民法典一八四三―四条によつて決定される。二六二―一九条一項の規定が株式会社法の規定（二七五条二項）と相違する点は、簡易株式制会社の自治を尊重して、定款に定める算出方法による決定という新しい方式を設定してこれを価格決定の第一順位に置いたことにある。

この法案も成立するまでに紆余曲折があった。本条の源泉は元老院の第一読会における D. Millaud 議員の提案にあるが、<sup>(27)</sup> 第一読会は、除名の対象とされた社員の投下資本の回収を実質的に確保するものであるとしてこの提案

を積極的に評価して、つぎの新規定を採用した。<sup>(28)</sup>

#### 法案第二六二—一八一一条

① 簡易株式制会社が第二六二—一七条および第二六二—一八条にもとづいて採択した定款の規定を適用する場合において、株式の価格は当事者間の合意によって決定する。この合意がないときは、民法典第一八四—一四条に定める条件にしたがって決定する。これに反するすべての条項は記載のないものとみなされる。

#### ② (省略)

この規定案は、しかし、国民議会の第二読会によって削除された<sup>(29)</sup>。その理由は、例によって、この種の規定は定款で規定すべきであって、法律をもって規定すべきでないことにある<sup>(30)</sup>。とくに、価格の決定につき当事者間に合意がないときに適用される民法典の煩雑な手続き(民法典一八四—一四条<sup>(31)</sup>)が嫌悪され、簡易株式制会社においては、除名条項の採択について社員全員の一致が要求されているから(二六二—一九条)、かさねて社員を保護する規定を設ける必要はないとした<sup>(32)</sup>。これに対して、元老院の第二読会は、会社から譲渡承認を拒否された株式についても、株主(社員)を保護するために価格決定の基準を定めておく必要があるとして、この趣旨の規定を追加したうえで再び本条を採択した。

結局、元老院の提案は両院同数委員会の裁定に委ねられた。同数委員会では、国民議会の側から反論が繰り返されたが、元老院の側が譲渡承認を拒否された場合(二六二—一五条)を含めたうえで本条の成立をつよく主張するとともに、他方では、国民議会に配慮して定款に定める算定方法による買取価格の決定という新たな方式を提案して、これを国民議会の側が受け入れて決着した<sup>(33)</sup>。なお、この法案は議会では二六二—一八一一条として推移したが、成立法では整序されて二六二—一九条となった。

## (7) 自己株式の取得

簡易株式制会社が自社の株式を買受けたときは、六カ月内にその株式を譲渡するか、またはその株式を消却しなければならぬ（二六二—一九条二項）。問題となるのは、本条の規定の適用範囲である。この点については、この規定が社員の除名の場合と譲渡承認が拒否された場合における株式の価格決定の方式を規定する第一項の後に置かれていることに着目して、自己株式の取得が許されるのは上記の二つの場合に限られると解する説が多い<sup>(34)</sup>。これに対して、立法者には上記の二つの場合に限定する明確な意思はみられず、それゆえ第二項は第一項と無関係であった、簡易株式制会社では自己株式の取得が広く認められているとして、たとえば、退社条項（*clause de retrait*）<sup>(35)</sup>がある場合に会社が退社する社員の株式を買取ることも可能であるとするとする学説もある<sup>(36)</sup>。そこで、自己株式の取得が上記の二つの場合に限って許されるのかどうか立法者の意思を探ってみたい。

この規定の提案者である Millaud 議員の意図はどこにあったのか。この提案は同議員の自主提案の形式をとり元老院の第一読会に上程されたが、実際には、それに先立ち、法務委員会からの報告者である Daily 議員の修正をうけたものであった。したがって、Millaud 議員の提案の正確な姿は明らかでないが、Daily 議員の発言から窺われるところによると、この提案は、除名された社員に投下資本の回収を保障する部分と自己株式の取得に関する株式法の規定（二一七条および二一七—三条）の適用を免除する部分から構成され、Millaud 議員の主観において、社員の除名と会社による自己株式の取得とはよく結合しており、その意図は除名された社員の株式を会社が買取ることを可能とすることにあつたようである<sup>(37)</sup>。

議会の意図はどこにあったのか。元老院の報告者の Daily 議員は、Millaud 議員の提案を法の空隙を埋めるも



のであるとして積極的に評価し、さらに自己株式の取得についてもMillaud議員と同じ認識に立つことを明らかにした。ただ、Millaud提案の中で、自己株式の取得につき株式会社法の規定を免除する部分については、簡易株式制会社法が株式会社法の特別法であることを示すにはかかる適用除外規定では不十分であり、独自の規定を簡易株式制会社法の中に設けるべきだととして、これを第一読会に上程されるMillaud提案とした<sup>(38)</sup>。この提案は可決され、つぎに掲げる法案となった。

**法案第二六二—一八一一条** ① 簡易株式制会社が第二六二—一七条および第二六二—一八条にもとづいて採択した定款の規定を適用する場合において、株式の価格は当事者間の合意によって決定する。この合意がないときは、民法典第一八四三—四条に定める条件にしたがって決定する。これに反するすべての条項は記載のないものとみなされる。

② 株式は簡易株式制会社が取得することができる。ただし、会社はこの取得のときから六カ月内に、株式を譲渡または消却しなければならない。

この第二項の法文は、両議員の意図に反して、簡易株式制会社に自己株式の取得が一般的に許容されていると解釈する余地を残すものであった。しかし、この規定は、その後、元老院の第二読会で、なんらの理由も示されないままに、「会社が株式を買受けたときは、会社は六カ月内に株式を譲渡し、または株式を消却しなければならない」と修正され、第一項を前提にして自己株式の取得が許容されていることを強く推測させる規定となった。

ただ、本条について、議会で問題とされたのは強制的または任意的に株式を売却する際の株式の買取価格の決定に関する部分(第一項)であって、自己株式の取得に関する部分(第二項)ではなかった。後者は論議の対象とならず、前者と運命を共にするかたちで存続した。このことが逆に自己株式の取得に関する規定の独立性を強調する

学説を生み出した。なぜなら、第二項を温存したまま、その後、元老院の第二読会で、第一項の中に株式の買取価格に関する規制の対象を株式の譲渡承認（二六二―一五条）の場合に拡張する旨の規定が追加され、その結果、二六二―一九条の構造自体に変化が生じ、第二項は一般的に自己株式の取得を許容する規定であると解釈される余地が生じたからである。<sup>(39)</sup>しかしながら、このことのみをもって、立法者の意思は自己株式の取得を一般的に許容するものであったと断定するのはやや行き過ぎであるように思われる。上記のことから、この点に関する立法者の意思は社員の除名の場合と譲渡承認を拒否した場合を想定して、会社に自己株式の取得を許容するものであったということができらる。

- (1) CNPF, op. cit., pp. 18 et 22.
- (2) Cass. com., 26 avril 1984, Rev. soc., 1985, 411, note J. Mestre; Rép. min. 18 avril 1988, Rev. soc., 1988, 459.
- (3) Assemblée nationale. Rapport, n° 258, p. 24.
- (4) Sénat, Rapport, n° 34, p. 31.
- (5) M. Germain, op. cit., p. 158; M. Germain et J.-P. Legros, *Travaux dirigés de droit des sociétés*, Litec, 1994, p. 252.
- (6) Assemblée nationale, Rapport, n° 258, pp. 24 et 14.
- (7) Assemblée nationale, Rapport, n° 688, p. 13; J. O., déb. Assemblée nationale, 22 novembre 1993, p. 6141.
- (8) J. O., déb. Sénat, 21 octobre 1993, p. 3360.
- (9) J. O., déb. Assemblée nationale, 22 novembre 1993, p. 6141.
- (10) Sénat, Rapport, n° 35, p. 31.
- (11) M. Germain, op. cit., p. 158; Y. Guyon, op. cit., p. 219; *Dossiers pratiques francis lefebvre, Société par actions simplifiée*, éditions Francis lefebvre, 1994, p. 152; M. Jeanin, *Les associés de la société par actions simplifiée*, Rev. soc., 1994, p. 233; P. Delebecque, «Société par actions simplifiée et pactes d'actionnaires», dans *La société par actions simplifiée*, Joly éditions,

1994, p. 71.

- (12) Sénat, Rapport, n° 128, pp. 22 et 23.
- (13) J. O., déb. Assemblée nationale, 23 décembre 1993, p. 8130 ; J. O., déb. Sénat, 22 décembre 1993, p. 6886.
- (14) 二六〇—七条は株式の強制売却を定める規定であって、出資の払戻をともなう固有の意義の除名を定めたものではない。しかし、フランスでは「一般に、強制売却の意味で除名 (exclusion) 」という表現が用いられ、二六二—七条では除名という語を避けているが、二六二—八条ではこの語を用いている。Germain 教授も指摘するやうに、本条において除名という語を使用するのは不適當であるが、この語は *faute* に対する制裁または *intuitus personae* の侵害に対する制裁とらう意味をもっており (M. Germain, op. cit., pp. 159 et 160 ; Y. Guyon, op. cit., p. 220) 、『その点広く用いられつつある。なお、フランス法における社員を除名については、白石裕子「社員の排除と会社の継続—フランスの立法・判例・学説を中心として—」法研論集 (早大大学院) 三〇号 (一九八三) 一八五頁以下参照。』
- (15) Assemblée nationale, Rapport, n° 258, p. 25.
- (16) J. O., Sénat, 21 octobre 1993, p. 3361 ; Sénat, Rapport, n° 35, p. 32.
- (17) M. Germain, op. cit., p. 160 ; J. —J. Daigre, Les clauses relatives à la cession des actions, J. C. P., éd. E., 1994, 26, p. 16 ; Dossiers pratiques Francis Lefebvre, op. cit., pp. 154 et 155.
- (18) J. O., déb. Sénat, 21 octobre 1993, p. 3361 ; J. O., déb. Assemblée nationale, 22 novembre 1993, p. 6141.
- (19) J. —J. Daigre, op. cit., p. 16.
- (20) Sénat, Rapport, n° 35, p. 33.
- (21) J. —J. Daigre, op. cit., p. 16 ; B. Mercadal et P. Janin, op. cit., p. 754.
- (22) Assemblée nationale, Rapport, n° 258, p. 24.
- (23) B. Mercadal et P. Janin, op. cit., p. 753.
- (24) Assemblée nationale, Rapport, n° 258, p. 24.
- (25) Sénat, Rapport, n° 35, p. 32.
- (26) M. Germain, op. cit., p. 160 ; M. Germain et J. —P. Legros, op. cit., p. 252 ; B. Mercadal et P. Janin, op. cit., p. 755. Guyon

フランスにおける簡易株式制会社法の成立と展開

- 教授も、譲渡承認条項に違反する株式の譲渡の無効を定款の公示による対抗力に求めているから、譲渡禁止条項や承認条項だけでなく株式の自由譲渡性を制限するその他の条項に違反する株式の譲渡を無効と解する立場をとっていると思われる (Y. Guyon, *op. cit.*, p. 219)。C N P F の簡易株式会社法草案の立案者も同様である。これについては、井上治行、前掲論文五四頁以下参照。
- (27) Millaud 議員の提案は事前に法務委員会の *Daily* 議員の修正をうけたものであったが、*Daily* 議員は、「Millaud 議員の原案は株式の買取価格についてなら規定を設けていなかった。当法務委員会の見解では、この問題について、当事者の合意、および合意がないときは——これはつねに想定しておかなければならない——民法典一八四三—四条によるべきだとする普通法を参考にする必要があると考えた」と述べ、株式の買取価格の決定に関する Millaud 議員の提案が実際には法務委員会の発案によるものであることを明らかにしている (J. O., *déb. Sénat*, 21 octobre 1993, p. 3362)。
- (28) *ibid.*
- (29) J. O., *déb. Assemblée nationale*, 22 novembre 1993, p. 6141.
- (30) *Assemblée nationale*, *Rapport*, n° 688, p. 14.
- (31) 株式の価格について当事者の意見が一致しない場合には、両当事者の選任した鑑定人が評価し、鑑定人の選任についても合意が得られないときは、即決審理をもって決定する裁判所長の選任した鑑定人が評価する。この裁判所長の決定について異議申立ては許されない (民法典一八四三—四条)。
- (32) *Assemblée nationale*, *Rapport*, n° 688, p. 14.
- (33) J. O., *déb. Assemblée nationale*, 23 décembre 1993, p. 8130 ; J. O., *déb. Sénat*, 22 décembre 1993, p. 6883.
- (34) J. -J. Daigre, *op. cit.*, p. 16 ; V. Roulet, *op. cit.*, p. 23 ; B. Mercadal et P. Janin, *op. cit.*, p. 754.
- (35) 退社条項 (clause de retrait) とは、会社または他の社員から会社持分の価額の返還をうけて、随時、会社を退社することを可能とする条項である。社員の退社権は民事会社および可変資本公司では法によって認められているが、他の会社では例外的にしか認められていない。 (Y. Guyon, *Traité des contrats*, L. G. D. J., 1993, p. 166)。なお、Germain 教授は簡易株式制会社につき退社条項の有効性を唱えている (M. Germain, *op. cit.*, p. 159)。
- (36) M. Germain, *op. cit.*, p. 160.
- (37) J. O., *déb. Sénat*, 21 octobre 1993, p. 3362.

(38) *ibid.*

(39) M. Germain, *op. cit.*, p. 160.

## 6 協調行動の推定

会社に対する共同の政策を実行するため、議決権を取得もしくは譲渡または行使する目的で合意した者は協調して行動するものとみなされ(三五六一―三條一項)、会社と指揮者間、親会社と子会社間、同一人によって支配されている会社間においては、協調行動があるものと推定される(同条二項)。この規定は、金融市場の安全性および透明性に関する一九八九年八月二日の法律によって新たに会社法に挿入された。

協調行動があると判断されると、当事者は法令に定める各種の義務を負う(同条三項)。すなわち、上場会社の資本の一定割合を超える株式を取得する際に、保有する株式数または議決権数を対象会社および証券取引所理事會に通知し(三五六一―一條)、上場会社の資本または議決権の三分の一を超えて取得しようとするときに証券取引所理事會にその旨を通知しかつ株式公開買付案を提出し、さらに、上場会社の議決権の過半数にあたる支配株を取得しようとするときに証券市場で買い付ける義務を負う(証券取引所に関する一九八八年一月二日の法律六条の二)<sup>(1)</sup>。

政府案は、この協調行動の推定を「簡易株式制会社の特殊性を考慮して」(法案理由書)、「簡易株式制会社によって支配される会社に対する関係において簡易株式制会社の社員間」(三五六一―三條二項四号)に拡張するものであったが、その趣旨は、簡易株式制会社の子会社による他会社株式の取得について簡易株式制会社の親会社に上記の義務を課すことにあった。両院における争点は、推定規定を設けて、かかる重大な義務を簡易株式制会社の親

会社に課すことが妥当であるかどうかにあった。元老院は、この規定が反証の許される推定規定であり、金融市場の透明性を確保するために必要であるとしてこの法案に賛成した。

これに対して、国民議会は反対の態度をとりこの推定規定を削除した。すなわち、第一読会の法務委員会は、協調行動の概念自体が曖昧であり学界において批判されており、<sup>(2)</sup>新たな推定規定を設けるのは時宜を得ていないこと、簡易株式制会社の子会社に対する簡易株式制会社の親会社の支配権の有無は、他の会社形態と異なり、簡易株式制会社に対する出資額の多寡によって決せられるのではなく株主の権利を自由に設定する簡易株式制会社の定款によって決せられること、提案されているのは推定規定にすぎないがその反証は容易でないことを挙げて、国民議会に対してかかる推定規定に反対すべきことを提言した。<sup>(3)</sup>これを受けて、国民議会の第一読会において、*de Roux* 議員はいう。「本院に提案されたこの新規定は協調行動の推定を簡易株式制会社の子会社に拡張しようとするものである。その結果、親会社、簡易株式制会社およびその子会社は、簡易株式制会社の株主である簡易株式制会社の親会社の支配が簡易株式制会社の子会社に及ばない場合でも、常に一つのグループとみなされることになる。それゆえ、この推定はきわめて重大であって、正当な根拠をもたないと考える」<sup>(4)</sup>。

この主張は政府委員や元老院の堅固な反対に遭った。そこで同議員は第二読会でその主張を一層エスカレートさせ、孫会社の行動について親会社に共同の責任を課す必要があるとすれば、会社形態のいかんを問わずすべての会社について協調行動を推定すべきであるにもかかわらず、親会社と孫会社の中間に位置する会社が簡易株式制会社であるときにのみ協調行動を推定し、中間の会社が株式会社など他の会社であるときは協調行動の推定が及ばないことを指摘して、かかる推定規定は簡易株式制会社のみを不利に取り扱うものだとしてその不当性を激しく糾弾し

た。

しかし、この主張は政府委員に絶好の反駁の機会を与えるものであった。「簡易株式制会社では、株主の有する株式数と無関係に議決権を配分することが認められていますが、これは簡易株式制会社に対する簡易株式制会社の株主である会社の支配の有無だけではなく、簡易株式制会社の子会社に対する簡易株式制会社の株主である会社の支配の有無の判断を困難にします。会社支配の定義は一九六六年七月二四日の会社法に基づいていますが、株主總會を最高機関とし、その總會の支配に会社の支配を認める株式制会社を前提として組み立てられています。この定義は、X. de Roux 議員も「存じのように、簡易株式制会社には不適切です。そこで、証券取引所当局は、株式公開買付や一定の資本参加基準を超える際に、子会社の一つを直接または間接に支配する会社を特定するために、その簡易株式制会社がいかなる会社であるかを詳しく調べなければなりません。しかし、これは漆黒の闇の中に立ち入る場合もあり、難渋をきわめるだけではなく、まちがいなく紛争の種となるでしょう。政府が、簡易株式制会社の株主である会社と、簡易株式制会社によって支配される会社との間に、協調行動を推定する新しい規定を設けることが一層効果的だと考えたのは以上の理由によるものです。」<sup>(5)</sup>

このように、政府側の主張は簡易株式制会社において資本多数決の原則が貫徹されていないことが、この会社に協調行動の推定を要請すると解するものであって、簡易株式制会社について、例外的に、協調行動の立証責任を転換するものであった。かかる論理は、簡易株式制会社について資本多数決の原則の不存在を強調する X. de Roux 議員の論拠によりながら、これと反対の結論を導くものであって、同議員の説得力を著しく弱めるものであった。

結局、国民議會の第二読会は、協調行動の推定規定の削除を求めるこの議員の進言にもかかわらず、政府委員の説

得を受け入れて、この規定を政府原案のとおりに承認して決着した。<sup>(6)</sup>

(1) 本法の邦訳については、荒木正孝「フランス証券取引関係法」(翻訳) 駒沢大学政治学論集三五号（一九九二）一八頁以下参照。

(2) 国民議会の法務委員会の報告書は、協調行動の推定に反対する学説と同一、D. Carreau, J. — Y. Martin, *Rev. soc.*, 1992, p. 82. を挙げよう (Assemblée Nationale, Rapport n° 258, p. 27)。なお、Guyon 教授もこの推定規定に批判的であり (Y. Guyon, *Droit des affaires*, Tome I, 8<sup>e</sup> édition, Economica, 1994, p. 605) 協調行動の推定を簡易株式制会社について否定した国民議会の第一読会の決議を支持しよう (Y. Guyon, *Traité des contrats*, L. G. D. J., 1993, p. 293)。

(3) Assemblée Nationale, Rapport n° 258, pp. 27 et 28.

(4) J. O., déb. Assemblée Nationale, 12 juin 1993, p. 1416.

(5) J. O., déb. Assemblée Nationale, 22 novembre 1993, p. 6142.

(6) *ibid.*

## 7 議会における論争の意義

### (1) 簡易株式制会社に対する両院の基本的態度

法案の審議で両院の立場は明瞭に分かれた。国民議会は二五万フランに固執し、さらにこの会社を可能なかぎり定款をもってする社員の自治に委ね、法の干渉を排除すべきことを主張した。一方、元老院は、三〇〇万フランを掲げ、さらに社員および第三者を保護するため最低限の法的措置を講ずべきであるとしてこれに反対した。たとえば、親会社の資本が一五〇万フラン未満に減少した際に、補正措置を用意したうえで、簡易株式制会社の解散または組織変更を命ずる法案（二六二―五条）、自己取引を規制する法案（二六二―一条ないし二六二―一三条）および



協調行動の推定を簡易株式制会社の子会社に対する関係において簡易株式制会社の親会社間に及ぼす法案（三五六一―一三條）などについて、国民議会は廃止を主張しこれに反対する元老院と対立した。さらに、元老院から提出された法人の社長・指揮者に常任代表者をおくべきことを求める提案、株式の譲渡承認を会社から拒否された株主に投下資本の回収を保障する明文の規定をおくことを求める提案および株式の買取価格の決定につき法定の基準を設ける提案に国民議会は反対した。このように、国民議会はいわば規制撤廃論を展開し、元老院は規制強化論を唱えた。この意見の相違はなにに起因するのであろうか。

その原因は、第一に、簡易株式制会社に対する認識の相違に由来する。簡易株式制会社を創設しようとする目的の行動は、瑣末の事柄についてまで拘束的であるとするフランス株式制会社法に対する認識を背景にしている。この改革目的と現状に対する認識は両院の共有するところであるが、いずれに力点をおくかによって、その立場を大きく異にする。この点について、国民議会はフランス株式制会社法の瑣末性・強行性・拘束性を強く認識して、かかる基点から、共同事業形態としての簡易株式制会社像を形成しようとする。したがって、この新しい会社は古い会社法の伝統から解放された自由度の高い、中小規模の会社にも開放されたものでなければならぬことになる。一方、元老院は簡易株式制会社を会社グループの共同事業の利用に供される会社であると定義して、この観点から、無用に厳格な株式制会社法を認識する。それゆえ、簡易株式制会社は、有用な範囲で、株式制会社法の規定と趣旨を同じくする規制の適用をうけるべきだということになる。

第二に、前記の事情と関連するが、一層直截的に、簡易株式制会社の利用を大企業に限定するか中小企業にも開放するかという政策の相違である。この点は、簡易株式制会社の最低資本金額をめぐって争われた。ただ、低額の

最低資本金を主張する国民議会が規制強化論に傾かず、同様に、高額を主張する元老院が規制緩和論を主張せず、いずれも逆の方向をとったのは注目に値する。この点については、比較的高額の最低資本金（一五〇万フラン）を設定してこの会社ほとんど規制を加えなかったCNPFの簡易株式会社法案と対照的であるが、元老院において、各種の規制の中で、最低資本金の高額化こそが簡易株式制会社の濫用を防止しこの会社をコントロールするもっとも有効な方法であると説明されている<sup>(1)</sup>。

第三に、会社制度の濫用に対する姿勢の相違に起因する。国民議会は簡易株式制会社制度の濫用の危険性を否定はしなかったが、簡易株式制会社の社員は一五〇万フラン以上の資本をもつ会社であって、すくなくとも零細株主の保護という要請はなく、それよりも、規制を強化すると簡易株式制会社の特性である柔軟性が損なわれ、多数の強行法規に縛られた株式会社に回帰する道をたどるとしてこれに特別な配慮を示さなかった<sup>(2)</sup>。

一方、元老院は社員の自治に委ねられるこの会社の濫用に強い危機感を抱き、これに最小限度の規制を加えるべきことを主張した。報告者のDaily議員は、元老院において、「会社法の分野でつねにいえることだが、会社法の規定がどれほど潜脱されてきたか枚挙にいとまがないほどである。本法律委員会が提案する予防措置をとらないかぎり、簡易株式制会社は濫用されると断言できる<sup>(3)</sup>」と警鐘を鳴らしている。この危機感こそ法案の審議で元老院を、具体的にはDaily議員を支配した理想であって、同議員は株式会社の会計監査役に関する規定とほぼ同一の法案を提出し（法案二六二—二二条）<sup>(4)</sup>、国民議会から、この提案は簡易株式制会社の監査について株式会社の準用があることを失念した結果であると揶揄されるほどであった<sup>(5)</sup>。

では、Daily議員は具体的にいかなる濫用事例を想定したのか。実務ではすでに検討をはじめたはずだと前置

きして、官報の読者に悪知恵を教えることになるから聞かないでほしいとジョークを飛ばした後、簡易株式制会社の濫用の危険のある例として、(1)会社グループに属する簡易株式制会社が、*portage* 契約<sup>(6)</sup>などを用いて、秘密裏にグループを支配する危険性、(2)簡易株式制会社を利用してこの会社に最も危険な事業を行わせ、自らは有限責任の利益を享受して責任を回避する危険性、(3)フランチャイズ・チェーンの加盟店(フランチャイジー)とその親会社(フランチャイザー)の例にみられるように、力関係の著しく不均衡なパートナー間で簡易株式制会社を設立する際に、力の弱いパートナーの利益を著しく侵害する定款条項が設定される危険性<sup>(7)</sup>を挙げたが、いずれの例も株式会社においても可能であつて簡易株式制会社に特有の事例とはいえず、国民議会の報告者を納得させるものではなかつた<sup>(8)</sup>。

## (2) 簡易株式制会社の最低資本金額—簡易株式制会社の利用

簡易株式制会社の最低資本金額の多寡は、この会社を利用する企業の規模を決定するものとして議会で最大の争点となつた。国民議會は簡易株式制会社の最低資本金を低額(二五万フラン)にして、この会社形態の利用を大企業だけでなく中小企業にも開放すべきことを主張し、一方、元老院は三〇〇万フランという高額の最低資本金を法定して、その利用を大企業に限定させようとしたが、結局、採択されたのは前者の国民議會の主張であつた。したがつて、立法者の意図は、最低資本金に関するかぎり、簡易株式制会社の利用を中小企業にも開放することであつたといえるであらう。

ただ、客観的にみて、この立法目的がこの会社構造のあらゆる側面において貫徹されているかという点、かなり疑問である。なぜなら、第一に、Guyon 教授も指摘するよ<sup>(9)</sup>うに、資本金額の低さを過大視するのは問題があり、

簡易株式制会社の信用力はこの会社の資本金額の多寡に求められるのではなく、社員である親会社の信用のいかんによって決定されるからであり、第二に、簡易株式制会社の管理運営に関する規範の設定を定款の自治に委ねるこの会社の構造自体が中小企業の進出を阻止しているからであり、第三に、上記の理由と関連するが、Champaud教授も強調するように、この会社形態は練達の法律専門家を抱えた大会社でなければ事実上利用できず、その意味で資本集中の手段であり、<sup>(10)</sup>第四に、簡易株式制会社を設立するには、一五〇万フラン以上の資本をもつ二社以上の会社を必要とするが、たとえワラ人形としてであれ、かかる会社を調達することは中小企業にとって容易ではないからである。このように、客観的にみると立法者の態度はかなりあいまいであるが、簡易株式制会社を大企業だけでなく中小企業に開放するか否かを左右する象徴的な事項となった簡易株式制会社の最低資本金額の決定において、立法者が二五万フランという非常識なほどに低い金額を採用して、これを肯定する態度をとったことに大きな意義があると思われる。事実、この資本金額の低さは、「被造物が創造主の手から離れるように」、<sup>(11)</sup>立法者の予測しえない発展の可能性を簡易株式制会社に与えるものであるから、資本金額の低さに必ずしも妥当性がないわけではないとする言説にみられるように、簡易株式制会社は、法人株主のみから構成される会社として広く利用される萌芽を内包しているといえる。

(1) J. O., déb. Sénat, 21 octobre 1993, p. 3356.

(2) 国民議会の報告者である X. de Roux 議員の報告およびこれを支持する J. -M. Fourgous 議員の発言による (J. O., déb. Assemblée nationale, 22 novembre 1993, pp. 6134 et 6135)。

(3) J. O., déb. Sénat, 21 octobre 1993, p. 3356.

(4) J. O., déb. Sénat, 21 octobre 1993, p. 3362.

- (5) Assemblée nationale, Rapport, n° 688, p. 6.
- (6) portage 契約（再売却条件付株式（持分）取得契約）とは、顧客において、あらかじめ約定した期日にかつ価格で株式を取得するという条件で、金融機関が顧客のために会社の株式を引受けまたは買入れることを約する契約をいう。顧客による買入れが実行されるまでは、形式上、金融機関が権利者であるから、株式の取得者を秘匿するためおよび支配権の取得に融資した金融機関に担保を提供するためなどに用いられる。配当金の実質的帰属および議決権の行使の方法などは契約によって定められる（B. Mercadal et P. Janin, op. cit., pp. 1058 et s.）。
- (7) この事例は、フランチャイズ・チェーンのフランチャイジーがフランチャイザーから各種の拘束条件および多額の出資義務などきわめて不利なフランチャイズ条件を強制されて問題となった Pindar 事件に触発されたものである。この事件の影響は、元老院だけでなく国民議会の一部の議員にもみられる。たとえば、国民議会の R. Auchède 議員は、国民議会の大勢に抗して、簡易株式制会社の最低資本金額を一五〇万フランとすべきことを主張し、さらに簡易株式制会社の設立に際してパートナーであるフランチャイジーや小規模小売商人が著しく不利益な定款条項を強制されないように、簡易株式制会社の株式の払込につき分割払込制をとるべきことを主張した（J. O. déb. Assemblée nationale, 11 juin 1993, pp. 1410 et 1411）。
- (8) Assemblée nationale, Rapport, n° 688, pp. 8 et 9.
- (9) Y. Guyon, Présentation générale de la société par actions simplifiée, Rev. soc., 1994, pp. 215 et 216.
- (10) C. Champaud et D. Danet, Chroniques de législation et de jurisprudence françaises, actualité législative du droit des sociétés, RTD com. 1994, pp. 275 et 276.
- (11) M. Germain, op. cit., p. 154.

#### 四 公権的解釈による組織変更の要件の緩和

簡易株式制会社法は、一五〇万フラン以上の資本を有する会社または商工業を営み公会計原則に服さない国の公

施設のみを社員とする会社について、社員全員の同意を要件として、簡易株式制会社への組織変更を許容する規定を置くのみであつて（二六二―四條）、上記以外の組織変更に関する要件はこれに関する会社法の各条に委ねている（二六二―一條二項）。この結果、簡易株式制会社の機動的な利用が制限される事態を招来した。このことについて、もつとも一般的に行われる株式会社と簡易株式制会社間の組織変更においてみてみよう。

### 1 株式会社から簡易株式制会社への組織変更

(1) 決議要件 株式会社を含むすべての会社が簡易株式制会社に組織変更するには社員全員の同意を要する（二六二―四條。本稿三三(2)を参照）。

(2) 組織変更の要件 (イ) 株式会社の組織変更に関する要件 株式会社が他の会社形態に組織変更するには、二年以上存続しかつ最初の二営業年度の貸借対照表を作成して株主の承認を得ることが必要であり（二三六條）、さらに、総会において、会計監査役から会社の自己資本が資本と同額以上であることを証する報告が出されていなければならない（二三七條一項）。この組織変更の要件が株式会社から簡易株式制会社への組織変更に課せられるのは簡易株式制会社が株式会社とは別個の会社形態である以上当然であつて、この点について正面から反対する学説はみられない<sup>(1)</sup>。

ただ、学説の中には、文理解釈上これを肯定せざるをえないと解しながら、簡易株式制会社法の精神に照らしてなお一抹の躊躇を示す学説もみられる。なぜなら、簡易株式制会社は株式会社に近似した会社であつて、簡易株式制会社への組織変更は株式会社の厳格な組織変更の要件を課す必要がなく<sup>(2)</sup>、さらに、株式会社から合名会社への組

組織変更に乗せられる株主全員の同意に上記の組織変更の要件を免除する効果を付与する規定（二三八条一項）の趣旨を、同様に株主全員の同意を課す簡易株式会社への組織変更（二六二―四條）に適用する余地があると解せられるからである。<sup>(3)</sup>このような見解はCNP Fの提案した簡易株式会社への郷愁を背景とする立法論に過ぎないが、簡易株式会社の利用の便益を図り、とくに会社グループの子会社の管理政策に柔軟性、機動性をもたせる効果をもつ。

(ロ) 株式会社への組織変更に関する要件―組織変更検査役の検査 上記の手続きに加えて、さらに、組織変更検査役の検査を要するかどうかについては問題がある。この点について、有力説は、簡易株式会社に株式会社法の規定の準用を認める二六二―一條二項の規定にもとづいて、すべての会社が株式会社に組織変更する際に組織変更検査役の介入を強制する七二―一條の適用を認めてこれを肯定する。<sup>(4)</sup>

この有力説を採用すると、会計監査役の報告書（二三七條）のほかに、資本に相当する自己資本を組織変更時に会社に保持させようとする同一の目的をもつ組織変更検査役の報告書（七二―一條）の作成が義務づけられ、実務に無用の負担を強いることになる。<sup>(5)</sup>とくに煩雑なのは組織変更検査役の選任手続きであつて、株主全員の一致で会社の会計監査役を組織変更検査役に選任した場合を除き裁判所の介入を必要とし、この場合には、商事裁判所長が、会社の指揮者の申請に基づき、会計監査役の有資格者または裁判所の作成した名簿に登録されている専門家の中から組織変更検査役を選任すべきものとされていることである（七二―一條、会社法施行令五六―一條、同六四條）。

さらに、有力説には、国民議会の議員が指摘するように、論理の矛盾がある。なぜなら、株式会社から簡易株式

制会社への組織変更について、有力説は、株式会社への組織変更につき定める二三六条および二三七条一項の適用においては簡易株式制会社を株式会社以外の会社と解し、他方、他の会社から株式会社へ組織変更する場合を定める七二―一条の適用においては簡易株式制会社を株式会社と解して、いずれの場合にもその適用を肯定し、その結果、簡易株式制会社は株式会社以外の会社であると同時に株式会社であるという論理的矛盾を含んでいるからである。この意見照会について、法務大臣は、この議員の指摘を全面的に認めて、一九九四年一月一日付けの官報において、株式会社が簡易株式制会社に組織変更する場合には、株式会社の組織変更に関する二三六条以下の規定のみが適用され、株式会社への組織変更を定める七二―一条を適用する余地はないとした。<sup>(6)</sup>したがって、今後は、組織変更検査役の介入を要せず簡易株式制会社に組織変更することが可能となり、それだけ組織変更が容易になったといえる。

## 2 簡易株式制会社から株式会社への組織変更

### (1) 組織変更の決定の要件

簡易株式制会社の組織変更は、社員の専属決定事項に属さず（二六二―一〇条二項）、決定権者および決定の条件を含めてすべて定款の自由委ねられている（同条一項）。したがって、法文のうえでは、組織変更の決定権限を定款をもって特定の社員や指揮者に委ね、定款に定める多数で組織変更を決定することも可能である。しかしながら、学説はこれに反対であって、第一の説は、他の会社から簡易株式制会社への組織変更につき社員全員の同意が課せられている以上（二六二―四條）、簡易株式制会社から他の会社への組織変更についても同一の要件を課すべき



であるとして社員全員の同意を要すると解し、第二の説は定款に定める多数をもって社員によって決定されるべきであると解している。<sup>(8)</sup>

しかしながら、第二の説においても、簡易株式制会社の定款に株式の譲渡禁止条項や譲渡承認条項などその変更について社員全員の同意を要する条項（二六二—二〇条）が設けられており、組織変更によってこれらの条項に變動が生ずるときは社員全員一致によるべきものとされている。したがって、かかる条項が簡易株式制会社の定款におかれている場合には、これらの条項を株式会社において維持することができないから、簡易株式制会社の社員全員の同意を要することとなる。そこで、この場合には、簡易株式制会社の社員である会社は、他のすべての社員の同意がないかぎり、簡易株式制会社を株式会社組織変更することができず、そうかといつて会社から離脱しようとしても、株式の自由譲渡性を禁止または制限する条項によって目的の達成を阻まれることになる。この点は、実務において、簡易株式制会社の利用を妨げる難点の一つとして批判されている。<sup>(9)</sup>

## (2) 組織変更の要件

簡易株式制会社が株式会社組織変更する場合には、株式会社への組織変更について組織変更検査役を要求する七二—一条の規定のほかに、株式会社の組織変更に関する規定の適用があると解されている（二六二—一条二項による二二六条以下の準用<sup>(10)</sup>）。この学説に従うと、簡易株式制会社は、株式会社と同様に、設立の時から二年以上経過しかつ最初の二営業年度について貸借対照表を作成し株主の承認を得て（二二六条）、さらに、会社の自己資本が資本と同額以上である旨を証する会計監査役の報告がないかぎり、組織変更を行うことができな<sup>(11)</sup>こととなる（二二七条一項）。

この結果については、実務界から、簡易株式制会社形態の選択が誤ったものであることが判明しても、設立後二年を経過しないかぎり、株式会社に復帰できないという不都合があるという苦情が出されている。<sup>(11)</sup> かかる不満は、会社法の簡易化をめざす一九九四年二月一日の法律によって、有限会社から株式会社への組織変更について、二年以上の存続などを要求する株式会社の組織変更と同趣旨の要件を撤廃したのに（六九条二項）、簡易株式制会社の組織変更については、柔軟性を本旨とする会社形態であるにもかかわらず、株式会社の厳格な要件を存続させ、簡易株式制会社の組織変更に関し機動性をもたせなかったことを背景としている。

そこで、国民議会の議員から、株式会社から簡易株式制会社への組織変更について、簡易株式制会社を株式会社と同一視することを否定して、株式会社への組織変更に関する規定（七二―一条）の適用を拒否した前記の一九九四年一〇月一九日の法務大臣の回答を援用して、この原則が、論理上当然に、簡易株式制会社の組織変更にも適用されるべきであるとする意見が提出された。これについて、法務大臣は、この議員の意見を採用して、簡易株式制会社の株式会社への組織変更には、株式会社への組織変更を定める規定（七二―一条）のみが適用され、株式会社の組織変更の規定（二三六条、一三七条一項）は適用されない旨を回答した。<sup>(12)</sup> かかる解釈は法務大臣が自認しているように公権の解釈であって、最終の判断は裁判所に委ねられるが、簡易株式制会社は、設立後二年の期間などの要件を満たす必要がなく、組織変更検査役の報告のみに基づいて、ただちに株式会社に組織変更することが可能となった。

### 3 組織変更における簡易株式制会社像の変容

株式会社と簡易株式制会社間の組織変更に関する有力説に對する実務界の批判およびこれを代弁する法務大臣の回答は、結局、これらの会社間の組織変更に一層の柔軟性・機動性を与えることを目的とするものであった。その意味では、株式会社の一類型として簡易株式会社を創設し、両会社間の変更を厳格な意味で組織変更と解さないC N P F の提案に復帰する方向をとるものであった。別の言い方をすると、有力説に對する批判は、そのまま、簡易株式制会社という株式会社とは別個の会社形態を創設した立法者自身に向けられた批判であつたといふことができる。

組織変更に関する有力説は、株式会社と簡易株式制会社間の組織変更について二三六条以下の規定と七二一条の重疊的適用を認め、たしかに、論理的整合性を欠くものであるが、實際上の妥当性がないわけではない。たとえば、簡易株式制会社から株式会社に組織変更する際に組織変更の決定および株式の譲渡において簡易株式制会社の社員が遭遇する困難は、簡易株式制会社形態を採用した結果であり、または株式の譲渡を禁止もしくは制限する条項を社員が自らの意思で定款に導入した結果であつて、実務からの批判にはなんらの正当性もない。さらに、簡易株式制会社から株式会社に組織変更し株式会社法の規定を準用して二年以上の存続を強制するのは、むしろ、合弁事業の永続性を図る簡易株式制会社法の立法の精神に合致するものとして首肯することもできる。このように、有力説は、簡易株式制会社を本来の立法目的に沿つて合弁事業に適した会社形態と観念した場合には、十分な説得力をもっているように思われる。ただ、上記の有力説に批判が噴出すること自体が、実務において、簡易株式制会社が合弁事業形態としてだけでなく子会社形態として観念され、とくに、会社グループにおいて、子会社の管理政策に柔軟性を確保する手段として簡易株式制会社が期待されていることをうかがわせるものである。

- (1) Y. Guyon, op. cit., p. 207 ; D. Vidal, Observations sommaires sur la loi 3 janvier 1994 instituant la société par actions simplifiée, Petites affiches, 26 janvier 1994, n° 11, p. 6 ; D. Vidal, La société par actions simplifiée, Montchrestien, 1994, p. 25 ; P. Merle, Droit commercial Sociétés commerciales, Dalloz, 1995, p. 574 ; M. Germain, op. cit., p. 155.
- (2) Y. Guyon, op. cit., p. 207. ただし、Guyon 教授のこの指摘は「簡易株式制会社に関する記述におおむね」の論文をほぼ再現した同教授の著書（Y. Guyon, Droit des affaires, Economica, 1994）では削除されている。
- (3) D. Vidal, Observations sommaires sur la loi 3 janvier 1994 instituant la société par actions simplifiée, Petites affiches, 26 janvier 1994, n° 11, p. 6 ; D. Vidal, La société par actions simplifiée, Montchrestien, 1994, p. 25.
- (4) J. Paillassseau, op. cit., p. 8 ; Dossiers pratiques Francis Lefebvre, op. cit., p. 70 ; B. Mercadal et P. Janin, op. cit., p. 712. なお、Guyon 教授は「株式会社から簡易株式制会社への組織変更に際して、組織変更検査役を選任することの無用性を指摘しながら、株式会社の規定（七十一条）の適用の結果であるからやむをえないとして組織変更検査役を選任すべきことを肯定している」（Y. Guyon, Présentation générale de la SAS, Rev. soc., 1994, p. 207）。ただし、この部分はこの論文をほぼ再現した同教授の著書（Y. Guyon, Droit des affaires, Economica, 1994）では削除されている。Vidal 教授はこの問題に直接言及していない。しかし「簡易株式制会社を株式会社から峻別し、有限会社から簡易株式制会社への組織変更について、有限会社の株式会社への組織変更に関する規定（六九条二項）の適用を認めていないから、株式会社から簡易株式制会社への組織変更についても七十一条の適用を認めず、組織変更検査役の介在を否定する立場をとっているものと思われる」（D. Vidal, op. cit., p. 25）。Germain 教授も株式会社から簡易株式制会社への組織変更に関する規定（三三六条以下）の適用があることを指摘するのみであって、七十一条の規定に触れていないから同様であると思われる（M. Germain, op. cit., p. 155）。
- (5) ただし、会計監査役が組織変更検査役に選任された場合には（七十一条）「一通の報告書で両者の報告書を兼ねることができると解せられる」（B. Mercadal et P. Janin, op. cit., p. 712）。
- (6) Rép. quest. écrite n° 15712 : JOAN, 10 octobre 1994, p. 5060.
- (7) M. Germain, op. cit., p. 157
- (8) B. Mercadal et P. Janin, op. cit., p. 752 ; Dossiers pratiques Francis Lefebvre, op. cit., p. 176.
- (9) B. Solle et D. Godet, Les Echos, 28 avril 1994 ; Quotidien : n° 16634 p. 18.

- (10) B. Mercadal et P. Janin, op. cit., p. 752; Dossiers pratiques Francis Lefebvre, op. cit., p. 176; J.-P. Bouère, «Événements structurels affectant la société par actions simplifiée», dans La société par actions simplifiée, Joly éditions, 1994, p. 86.
- (11) B. Solle et D. Godet, op. cit., p. 18.
- (12) Rep. quest. écrite n° 19959 : JOAN, 5 décembre 1994, p. 6074.

## 五 簡易株式制会社の実際の利用

### 1 利用の態様

簡易株式制会社は実際にどのように利用されるのか。もちろん、典型的な合弁事業を営むために利用される場合が想定されるが、この会社形態の便益を享受できるのは合弁事業に限られるわけではない。法定の数カ月後に発表された会社実務家向けの解説書はこの会社の利用の可能性を具体的に列挙している。<sup>(1)</sup>それによると、(1)上場会社の持株会社としての利用、(2)親会社と子会社との間に簡易株式制会社を設立して、株式公開買付(OPA)の対抗手段とする利用、(3)完全子会社としての利用、(4)上場会社が資産を移す受け皿としての利用、(5)銀行取引またはtutisation 取引のための装置としての利用、(6)支配権を維持したまま企業を譲渡する方法としての利用が考えられるとしている。そして、(6)について、簡易株式制会社では資本多数決の原則を採用する必要はないから、親会社はその子会社を簡易株式制会社に組織変更して、簡易株式制会社の定款においてこの会社の支配権を確保する措置を講じたうえで、持株の大部分を他に譲渡して、支配権を維持したまま企業を譲渡することが可能であるとしている

る。この方法は個人会社において家族に企業を移転する手段として注目されている。<sup>(2)</sup>

## 2 実際の利用

簡易株式制会社形態を採る最初の会社は、簡易株式制会社法の施行の数週間後の一九九四年一月末に、アメリカの巨大製薬グループであるジョンソン・アンド・ジョンソン社 (Johnson & Johnson) とマーック社 (Merck) によって設立された合弁会社であった。<sup>(3)</sup> 同一国籍の外国会社間で合弁事業のために設立された簡易株式制会社には、そのほか、イギリス、オランダおよび日本の会社間の例がある。フランスと外国の企業との合弁事業の例として、フランスの総合化学グループのローヌ・プーラン (Rhône-Poulenc) が簡易株式制会社を利用して、アメリカのデュポン (Du Pont) グループとの提携を強化した例<sup>(5)</sup>、フランスのシュネデル社 (Schneider) とドイツの AEG グループがプログラム制御付き自動システムで協力するため簡易株式制会社を設立した例<sup>(6)</sup>などがある。さらに、ネスレ・スルス・アンテルナショナル社 (Nestlé Source International) も簡易株式制会社のもつ柔軟性に着目して、ソシエテ・ミネラル・ドゥ・クザック (Société Minière de Quezac) という会社の設立を計画中であるという。<sup>(7)</sup> そのほか、イギリス、スペイン、イタリアの外国会社と共同して簡易株式制会社を作られた例がそれぞれ一例ずつある。<sup>(8)</sup> フランスの大企業間の合弁事業としても利用されている。トゥルーズの農産物加工業の 3 A (Alliance-Agro-Alimentaire) グループとチーズ製造業のボングレン (Bongrain) グループが、前者にとっては金融を得るため後者にとつては自社のチーズ製品に AOC (原産地呼称統制) マークを付けるために簡易株式制会社を設立した例<sup>(9)</sup>、パリ地域圏の運送会社九社が運送事業において共同しかつ結束を強化するために簡易株式制会社を利用した例<sup>(10)</sup>、およ

びグロン (Glon) グループと SCPAC 社 (アルザス・カリ鉱石を採掘する鉱山会社) が操業を停止していた飲料水瓶詰工場を利用して土壌改良剤およびカリ肥料を生産するために簡易株式制会社を設立した例がある。<sup>(11)</sup> そのほか、ブイグ社 (Bouygues) とフランス電力公社 (EDF) 間、マトラ社 (Matra) とノーサンテレコム社 (Northern Telecom) 間においても利用されている。<sup>(12)</sup> 銀行間においても利用され、フランス銀行およびインドスエズ銀行、リヨン銀行、ソシエテ・ジェネラル銀行など一市の市中銀行は、フランス銀行とフランス金融機関協会 (Association Française des établissements de crédit, AFEC) との間で締結された協定にもとづき、一九九五年六月、パリに、簡易株式制会社形態の銀行間決済センター (Centrale des Reglements Interbancaires, CRI) を設立した。この CRI による決済はフランス銀行の預金口座の変動による銀行間決済 (Transfert Banque de France, TBF) および外国手形の手形交換後の資金決済 (Système net protégé, SNP) の前段階として行われる。<sup>(13)</sup>

それにとどまらず、簡易株式制会社は実質的な完全子会社としても利用されている。完全子会社としての利用に先鞭をつけたのはソシエテ・ジェネラル銀行であった。同銀行は、一九九四年五月現在の情報によると、テストケースとして、傘下の実質的な完全子会社一社を簡易株式制会社に組織変更したが、同銀行の総務部長によると、これによって、取締役会の廃止、株主数の二人への削減、総会手続きの簡略化が可能となり、子会社の管理費用の軽減を図ることができたという。この結果は、「法的措置が会社の収益性の向上に大きく寄与したはじめての例である」として評価され、同銀行では、近日中に、十数社にのぼるすべての完全子会社を簡易株式制会社に組織変更する予定であるという。ただ、この会社形態はいまだ実験段階にあり、ソシエテ・ジェネラルグループで一般的に採用されるかは、今後の結果にかかっているようである。<sup>(14)</sup> その後、ローヌ・プーラン (Rhône-Poulenc)、フィリップ

(Phillips)´、シェル (Shell)´、アルカテル (Alcatel)´、クレディ・アグリコール (Crédit Agricole)´、農業信用金庫)、ケ  
ス・サントラル・デ・バンク・ポピュレール (Caisse Centrale des Banques Populaires)´、庶民銀行中央金庫)、ボン  
グレン (Bongrain)´、パリバ (Paris-Bas)´、トムソン (Thomson)´、マトラ (Matra)´ などのグループが続いた。<sup>(15)</sup>

最近の調査によると、会社・商業登記簿に登録されている簡易株式制会社の数は、一九九六年一〇月三日現在、  
一五七六社を数え、法制定後三年を経っていないことやこの会社の社員資格に厳重な制限が課せられていることを考  
慮すると、簡易株式制会社は相当な成功を取めたといつてよいだろう。その中で組織変更によって成立した簡易株  
式制会社の数の比率が高く、全体の三七パーセント（五七六社）を占めている。<sup>(16)</sup> とくに、会社グループにおいて、  
傘下の株式会社形態の完全子会社を一括して簡易株式制会社に組織変更する傾向が強い。企業に対するアンケート  
調査によると、簡易株式制会社につき二社以上の社員を要求する現行の規定（二六二一条一項）の撤廃を求める  
声が強く、それゆえ完全子会社として利用する潜在的需要が高く、一人簡易株式制会社が容認されればその数は一  
層増すことが予想される。

一方、合併会社としての利用はたしかに新規の設立例が少なくないが、その需要はそれほど高くなく、簡易株式  
制会社に対する E C の税法指令の不適用（三二(2)を参照）、簡易株式制会社の社員資格の制限（最低資本金の要請、  
保険相互会社・投資共同資金の排除）などの制度的理由および従前の株主間契約を簡易株式制会社の定款に移し替  
える際に生ずるかもしれない契約条項の再協議に対する心理的抵抗感、株式会社という従前の枠組みに対する信頼感  
など心理的な理由によって当初考えられていたほどの成功を収めていないと評されている。<sup>(17)</sup>

(一) La SAS (société par actions simplifiée), La revue fiduciaire, supplément, n° 803, avril 1994, p. 382.



(2) J. Mestre et C. Blanchard-Sébastien, *Lamy Sociétés commerciales*, Lamy, 1996, p. 1654 ; M. Cozian et A. Viandier, *Droit des sociétés*, Litec, 1996, p. 434.

(3) 簡易株式制会社を選択した理由は、「新しい会社にもっとも適当な会社形態である」からである。ただ、登記事務を代行した事務所によると、この会社の登記申請が受理されるまでには若干の紆余曲折があった。この登記申請は一九九四年一月末になされたが、登記を管掌する商事裁判所書記局は、簡易株式制会社法の施行令が出されていないことを理由に登記申請を受理することを拒否し、登記申請者は施行令は予定されておらずにだちに受理すべきことを主張して対立した。結局、法務省の判断を仰ぐこととなり問い合わせたところ、数時間後に法務省から登記申請を受理すべき旨の指示が出され決着した (Le SAS séduit les entreprises, *Option finance*, n° 310, 1994, p. 8)。

(4) 法定公告掲載紙 (*journal habilité à recevoir les annonces légales*) および民事公報 (*bulletin officiel des annonces civiles et commerciales*) は一九九五年一月一日から一九九六年一月三〇日の期間中に掲載された公告を調査した結果による (G. Baudou, *La S.A.S. : Pratiques statutaires, Petites affiches*, n° 43, 9 avril 1997, p. 11)。

(5) フランスの総合化学グループのローヌ・プーラン (Rhône-Poulenc) は、一九九五年一月一日、ナイロンの合成原料であるアジピン酸を生産するアルザス地方のシャランペ (Chalampé) 工場 (従業員数一一五〇人、一九九四年の取引高四億フラン) を現物出資して、簡易株式制会社のアルザシム社 (Alsachimie) を設立した。これは一九九四年六月三〇日に発表されたアメリカのデュポン (Du Pont) グループとの合併事業計画の第一段階であって、次の段階として、一九九五年一月末までに、EC当局の認可を得て、アルザシム社の株式の五〇パーセントをデュポングループに譲渡して、同社を両グループの対等出資の合併会社とすることが予定されている。

今回の合併の目的は、第一に、競合製品を生産するデュポングループのイギリス工場 (従業員数五二〇人) を閉鎖して、両グループのアジピン酸の生産をシャランペ工場に集中統合し、二年間に六億フランを投下して生産設備を近代化して、生産能力を一九九七年までに三〇パーセントアップさせ、ヨーロッパ市場の競争相手であるBASF社を凌駕することにある。第二に、両グループは、一九七四年から、シャランペに、ナイロンの合成原料となるアジポニトリルとヘキサメチレン・ジアミンを生産する対等出資の合併会社であるブタシム社 (Butachimie) をもっているが、アルザシム簡易株式制会社を介して、ブタシム社の経営について両グループの提携関係を一層強化することにある (A. Dentz, *Alsachimie : une usine pour deux groupes, L'Alsace*, 5 janvier

1995, p. 21 ; F. Z-H., Chalampé : Rhône-Poulenc crée Alsachimie, Dernières nouvelles d'alsace, 5 janvier 1995)°.

(9) Le SAS séduit les entreprises, *Option finance*, n° 310, 1994, p. 8.

(7) *ibid*.

(8) G. Baudou, *op. cit.*, p. 11.

(9) 両グループの出資比率は3Aが七五パーセント、ボングレンが二五パーセントである。新会社 (Fromageries occtanes) の社長に3A社が就任し、一九九四年の七月一日から操業を開始した。3Aは一九九二年に七千万フラン、一九九三年に九千万フランの損失を計上して数カ月前から経営難に陥り、債権者とくにクレディ・アグリコール (農業信用金庫) から提携先を探すことを迫られ、一方、ボングレンは、一九九二年に、カーブ・ドゥ・ロックフォール社 (Caves de Roquefort) の買収に際してベスニエ社 (Besnier) に敗れたが、3Aグループに入ることに伴って自社のチーズ製品にAOC (原産地呼称統制) の検定マークを付けることが可能となり、両社の利益が一致したと云う (Le Monde, 26 mai 1994, p. 20 ; Le SAS séduit les entreprises, *Option finance*, n° 310, 1994, p. 8)°.

(10) Le SAS séduit les entreprises, *Option finance*, n° 310, 1994, p. 8.

(11) Le ploermelais, n° 496, 28 février 1997, p. 2.

(12) Les grandes options financières de 1994, *Option finance*, n° 332, 1994, p. 28.

(13) Les Echos, 19 juin 1995, *Quotidien*, n° 16921, p. 34. なお、CRIでは、一九九五年六月に開催された創立総会で、社長に決済調整委員会 (Comité de coordination sur les moyens de paiements) の P. Simon 委員長が任命され、監査役に中規模銀行、外国銀行、金融会社をそれぞれ代表する三人の者が選任された。

(14) Le SAS séduit les entreprises, *op. cit.*, p. 9.

(15) G. Baudou, *op. cit.*, p. 11.

(16) O. Douvreur, Enquête sur les utilisations de la S.A.S., *Petites affiches*, 9 avril 1997, n° 43, p. 8.

(17) O. Douvreur, *op. cit.*, pp. 7 et 8 ; G. Baudou, *op. cit.*, p. 12.

## 六 おわりに

簡易株式制会社は合併事業とくに国際的合併事業の利用に供することを目的として制定された。この会社は、たしかに、合併事業に最適な会社形態である。しかし、合併事業以外の事業をこの会社が営むことを当然の前提とする議会の法案審議からも明らかのように、立法者の真の立法目的は、合併事業に適した会社形態を創設するともに、これを標榜して、会社（および商工業を営み公会計原則に服さない国の公施設または会社形態によらないで設立された私法上の金融機関）のみを社員とする新しい形態の会社を創設することにあつたといえるだろう。<sup>(1)</sup>

一 しかし、簡易株式制会社がすべての社員を会社とする一般的な会社形態であるか、換言すると、大会社だけでなく中小会社も企業活動の手段として利用しうる会社形態であるかという本稿の冒頭で提起した借問に答えるとすれば、その答えは現在のところ否定的である。たしかに、立法者の意思は、簡易株式制会社の最低資本額に関する議会の審議の中で明らかとされたように、この会社形態の利用を大会社だけでなく中小会社に開放することにあつた。しかし、この立法者の意思は簡易株式制会社の構造全体に及んでおらず、これが中小会社の進出を阻止しているように思われる。なぜなら、第一に、簡易株式制会社の社員である会社の資格が一五〇万フラン以上の資本をもつ会社に限定され（二六二一条一項）、第二に、簡易株式制会社には、上記の資格をもつ会社が社員として二社以上存在することが要求され（二六二一条一項）、第三に、株式会社の管理運営に関する規定（八九条ないし一七七一条）の適用が絶対的に排除され（二六二一条二項）、簡易株式制会社はこれに関する規範を定款をもって自ら

定立し運用する負担を負い、第四に、簡易株式制会社に適用される民商法の規定が錯綜してその適用の可否の判断が容易でなく（二六二―一条二項）、これらの障害を中小会社は容易にクリアーできないからである。このことは、簡易株式制会社が大会社の合併会社および子会社としてしか利用されていない現実を照らして明らかであるように思われる。

しかしながら、第一および第二の障害は、近い将来、除去される可能性がある。法務省では、首相の諮問を受けて Philippe Marini 元老院議員が作成した報告書を基調として、会社法を改正する法案の準備作業が急ピッチで進められ、簡易株式制会社については、簡易株式制会社の社員である会社の最低資本額を一五〇万フランとする現行の規定（二六二―一条一項）を廃止する方向で検討中であり、さらに、この法案の中に一人簡易株式制会社を認める規定がすでに設けられているといわれている。<sup>(5)</sup> これらの構想が実現されれば中小会社も簡易株式制会社を用いて企業活動を展開することが可能となり、簡易株式制会社は、一層、会社の会社としての色彩を強めていくと思われる。残された課題は第三および第四の障害であるが、会社の管理運営について与えられた自由の中で創意工夫を発揮し、重層的に存在する法規定を解釈によって整序してこれらの法の規定に適合する定款を作成することは充実した法務部を擁する大会社においても容易ではないようであるが、先行する大会社によって得られた実務上の体験の集積、簡易株式制会社の定款および簡易株式制会社法の研究によって急速に克服されるものと思われる。

二 CNPF の簡易株式制会社法案を端緒とする簡易株式制会社法は、一方では、会社の運営に関する規制を強めるものであったが、しかし、他方では、簡易株式制会社の社員資格を民事会社や国の一定の公施設に拡張し、一定の条件の下に簡易株式制会社の解散を招く親会社の信用の低下の基準として自己資本に代え資本の観念を採用

し、簡易株式制会社の最低資本額を引き下げするなどこの会社の利用を容易にするための努力の成果であった(二・三および三を参照)。この努力は簡易株式制会社法の制定後も続き、政府は、その後の立法によって簡易株式制会社の社員資格を貯蓄金庫に拡張し(二・三(1)を参照)、さらに、株式会社・簡易株式制会社間の組織変更を容易にするため法文の解釈について介入した(四を参照)。そしていま一人簡易株式制会社の創設を提案する準備を整えつつある。この立法者の行動は、企業活動にもっともよく適合した国際競争力を備えた法的枠組みを設置すべきことを求める企業の要請に基づくものであるが、この要請は、近い将来、二社以上の社員の存在を必須の条件とする合併事業のための会社形態としての簡易株式制会社の理念をも消滅させることとなるだろう。

(一) Pailussseau 教授は、「簡易株式制会社が合併事業以外の事業を行うことができることは当初から明らかであった」として、法制定の真の目的がかならずしも合併事業に適した会社形態の創設に限定されたものでなかったことを示唆している(J. Pailussseau, *La modernisation du droit des sociétés commerciales* 《Une reconception du droit des sociétés commerciales》(1), D. 1996, *chron.*, p. 292; J. Pailussseau, *Enfin un statut juridique moderne et adapté pour les PME—PMI》*, dans *La modernisation du droit des sociétés*, Joly éditions, 1997, p. 24)。<sup>9</sup> Voy. R. Cannard, *Pourquoi et comment utiliser la SAS*, *Droit et patrimoine*, avril 1994, p. 24 et s.; B. Mercadal et P. Janin, *op. cit.*, p. 742.

(二) Philippe Marini(元老院議員は、一九九六年一月、首相の諮問を受けて、フランス経営者団体協議会(CNPF)、パリ商工会議所(OCCIP)、全国公証人会(CSN)、バリ弁護士会(Barreau de Paris)などの意見を聴取して報告書の作成に従事し、同年九月、首相に「会社法の現代化(La modernisation du droit des sociétés)」というタイトルの報告書を提出した。この報告書は、会社を「企業を法的に組織化する技術(technique d'organisation juridique des entreprises)」と定義し、さらに法の役割は企業の発展に必要な会社という装置を企業に供給することにあるとして、会社形態の選択の自由、会社の経営機構の柔軟化および簡易化、資金調達制度の柔軟化、権限と責任の適正な均衡の確保など会社法の全域について一〇三項目の提言を行っている。これらの提言の中には、一人簡易株式制会社の設立の許容(提言7)のほか、公募株式会社につき三〇〇万フラン・非公募株式会社につき五〇

万フランとする最低資本金額の引き上げ（提言9）、公募株式会社につき一人会社・非公募株式会社につき一人会社の設立の許容（提言21および22）、非上場会社であった一定の基準に達しない株式会社につき取締役会制度をとらない管理システムの許容（提言26）、議決権契約の法認（提言77）などが含まれている（P. Marini, *La modernisation du droit des sociétés*, La documentation Française, 1996, pp. 14 et s. surtout pp. 119 à 127）。Marini 報告の採る会社の概念は Pailhousseau 教授の提唱によるものであり、いわゆるマンヌ学派の勝利であると考えられる（J. -J. Daigre, *«Avant-propos»*, dans *La modernisation du droit des sociétés*, Joly éditions, 1997, p. 2）。なお、一九八五年七月一日の法律による一人有限会社（EURL）の創設に伴うフランスの会社概念の変容については、鳥山恭一「一人会社の法規整—フランスにおける展開」早稲田法学六五巻三号（一九九〇）三六頁以下・八一頁以下参照。

(3) 政府は会社法改正法案を一九九六年末までに議会に提出する意向を明らかにしたが、この改正案はいまのところ公表されておらず、議会にも提出されておないうつである。Voy. J. -J. Daigre, *op. cit.*, p. 2; J. -P. Camby, *La modernisation du droit des sociétés proposée par le sénateur Philippe Marini*, *Petites affiches*, 16 septembre 1996, n° 112, p. 4.

(4) J. Pailhousseau, *op. cit.*, p. 24. なお、Marini 報告書の中には、簡易株式制会社の社員である会社の資格を一五〇万フラン以上の資本を有する会社に限定する現行の規定（二六二—一条一項）を廃止する提案が含まれていない。

(5) Y. Guyon, *Traité des contrats*, 3<sup>e</sup> édition, L. G. D. J., 1997, p. 113; J. Pailhousseau, *op. cit.*, p. 24. Marini 報告書はごまかすように述べて一人簡易株式制会社を創設すべきことを提案している。「簡易株式制会社形態がグループによって完全子会社として広く用いられていることは実務の示すところである。この場合に、もう一人の社員の存在は無用な擬制であって、かかる擬制は一人簡易株式制会社の創設によって取り除くことができるであろう。一九六六年の会社法は、かかる趣旨で、二六二—一条ないし二六二—二〇条に必要な修正を行って改正することができるだろう」（P. Marini, *op. cit.*, p. 24）。

(6) J. -L. Reumont, *op. cit.*, pp. 14 et s.; P. -L. Périn, *Structures de direction et principes de management dans la SAS: quelques avancées et un recul*, *Dalloz affaires*, n° 4, 25 janvier 1996, p. 112.